

令和元年10月1日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

3 番 高 松 昭 三

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	高 本	将 行
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
農	林	下	村	浩	信
都	市	山	浦	康	則
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	広	瀬	義	樹
教育次長兼教育総務課長		山	崎	公	和

令和元年10月1日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和元年9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	13 福 井 正	<p>1. 鹿島市の上下水道の今後について</p> <p>(1) 上下水道事業民営化の鹿島市の考えについて</p> <p>(2) 上下水道料金の今後について</p> <p>① 上下水道の累進料金について</p> <p>(3) 今後の水道事業について</p> <p>① 老朽水道管対策について</p> <p>② 水道施設の耐震対策について</p> <p>③ 水道事業広域化について</p> <p>(4) 今後の下水道整備について</p> <p>① 納富分地区の整備状況について</p> <p>② 古枝門前および大村方地区の下水道整備について</p> <p>(5) 老朽化していく下水道施設対策について</p> <p>① 老朽化下水管付け替えの計画について</p> <p>② 下水道施設の耐震化について</p> <p>(6) 上下水道の今後の経営見通しについて</p>
2	14 松 尾 征 子	<p>1. 農薬の問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物を安全にかつ量的にも安定して収穫できるようにと農薬が使用されている。農薬の使用についての指導などが行われているのか</li> </ul> <p>2. 通学道路の安全のために防犯カメラの設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島市においても、生徒が不審者から声掛けされる案件なども発生しているが、子ども達を安全に通学させ又遊ばせるための対策を問う</li> </ul> <p>3. 消防団員の定数見直しについて</p> <p>4. 長崎本線と九州新幹線長崎ルート of 今後について</p> <p>5. 幼児教育「無償化」により鹿島市・園の経営者・保護者がどのように変わるのか</p>
3	4 杉 原 元 博	<p>1. 鹿島市の多胎児支援について</p> <p>(1) 鹿島市における多胎児家庭の世帯数について</p> <p>(2) 多胎児を持つ親からの相談件数、相談内容について</p> <p>(3) 多胎児の親を取巻く育児環境の認識について問う</p> <p>(4) 鹿島市における多胎育児支援について</p> <p>2. 食品ロス削減対策について</p> <p>(1) 食品ロスが問題になっている点について見解を聞く</p> <p>(2) フードバンク活動について</p> <p>(3) 食品ロスを減らすための取り組みについて</p>

順番	議員名	質問要旨
3	4 杉原元博	3. 放課後児童クラブ支援について (1)放課後児童クラブの今の問題点をどう捉えているのか (2)支援員さんからの様々な要望について ①勤務時間 ②処遇改善 ③研修 ④施設・設備面 ⑤関係部署との連携
4	5 樋口作二	1. 農的暮らしと鹿島市の農業 (1)見直される農のあり方(小農、家族農) (2)環境保全としての農のとらえ方 (3)種子法、種苗法の農業課題 2. 少子化対策と地方創生 (1)国の少子化対策のとらえ方 (2)鹿島市の少子化対策 (3)新保育料での支援 (4)多子家庭支援 (5)地区別の少子化支援

---

午前10時 開議

○議長(角田一美君)

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(角田一美君)

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。13番福井正議員。

○13番(福井正君)

おはようございます。13番議員福井正でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

8月末に佐賀県を襲いました、いわゆる線状降水帯による被害で、杵藤地区だけでも武雄市、大町町、大変な被害を受けられました。また、佐賀市、小城市、白石町においても被害があったということでございまして、しかも3人の方が亡くなられたということでございまして、お悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げたいと思います。

その後、また関東地方に台風15号が上陸いたしまして、台風被害も相当なものでございます。また、台風17号で鹿島に大風が吹きまして、少々被害があったということでございます。本当に災害が多い年だなと、多い季節だなということをつくづく思うところでございます。

それでは、早速一般質問をさせていただきますけれども、まず、鹿島市の上下水道の今後

のあり方について質問をいたします。

まず、水道事業でございますけれども、平成30年度決算によりますと、収益的収支は、収入543,308,882円、支出が447,433,553円で、純利益が95,875,329円となっております。資本的収支が、収入121,295,816円、支出が454,834,656円、不足分は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額15,005,560円、当年度分損益勘定留保資金168,810,514円、建設改良積立金75,348,699円、減債積立金74,374,067円で補填をされています。ただ、収益につきましては、人口減少に伴う給水量の減少などにより減少傾向にございます。このまま推移していくとしましたら、将来の水道事業継続にも影響があるのではないかと危惧をしております。

そこで、質問でございますけれども、まず、上下水道民営化についての鹿島市の考えについてお尋ねいたします。

平成30年12月12日の国会におきまして、改正水道法が成立いたしました。ことし10月1日、つまりきょうから法が施行されます。法律の趣旨は、水道事業は市町村で運営されている。他方で、人口減少により水道使用量の減少で経営が厳しくなった自治体が増加している。老朽化した水道管や水道設備が予算不足でなかなか更新されないなど水道事業が危機に瀕しているということで、水道事業を民間に任せることで、官民連携で民間の知恵と経験と資本を生かすことで老朽化対策を行うこと。また、一地方自治体だけで経営するのではなく、公益の自治体が連携して経営することもうたわれております。また、水道資産は自治体が所有すること。水道料金は自治体が条例で定めるようになっております。つまり中村住宅のように、PFI方式、コンセッション方式とも言うそうですけれども、を水道事業に取り入れるということだそうでございます。

まず、この水道事業運営に民間が参入することに対しての鹿島市の考えを教えてくださいたいと思います。

また、下水道事業の民間参入のほうがちよっと先行してございまして、静岡県浜松市ではフランス・ヴェオリアと国内民間会社6社で浜松ウォーターシンフォニーを設立されまして、運営権として浜松市に25億円を支払い、20年間の下水道料金の一部を収入に処理事業を運営し、コスト削減を進めるとのことでございます。このような下水道事業の民営化についても鹿島市の考えをお尋ねしたいと思います。

次に、上下水道料金の今後について質問いたします。

鹿島市の水道料金は2カ月使用料金、10立方メートルまで2,160円、11立方メートルから20立方メートルまで3,456円の基本料金の設定となっております。60立方メートル使用しますと12,528円となり、1立方メートル当たりの平均単価が208円80銭、100立方メートル使用いたしますと22,896円で、1立方メートル平均単価は228.9円というふうに累進で上がっていく、水道を使用すれば使用するほど累進分が高くなっていくという状況になっております。

2カ月使用水量が20立方メートル、基本水量を超えると料金単価が上昇する仕組みとなっております。また、公共下水料金は、水道料金の約84%程度の料金となっておりますけれども、その単価が20立方メートルまで2,376円、21立方メートルから40立方メートルまで19,224円、41から60立方メートルが20,412円というふうに、これも実は累進で上がっていく仕組みとなっております。

この上下水道料金が累進ですね、いわゆる使用するごとに上がっていく仕組みになっている理由は何なのかということをお尋ねしたいと思います。

また、全国的にも同じような仕組みで料金を設定されておりますけれども、その理由がどこにあるのかということをお尋ねいたします。

次に質問いたします。

今後の水道事業について質問いたします。

鹿島市の水道は建設されて随分たっております。水道管の老朽化対策として、管取りかえを年間1キロメートル程度とされていると思いますけれども、鹿島市の水道管全長は200キロメートルを超えております。全部取りかえとしたりしたら200年以上かかるということになってまいりますけれども、今後もこの1キロメートルのペースを保たれるのか、それともふやす考えがあるのか、お尋ねいたします。

次に、今後の下水道整備についてお尋ねいたします。

公共下水道整備は、現在、納富分地区で進められております。現在の進捗状況はどれくらいなのか、そして、接続率が何%程度になるのか、お尋ねいたします。

また、古枝地区は新しい工法で建設されることになっていますが、建設はいつごろから開始されるのか、また、下水道説明会等が開かれておりますが、その状況はどうなのか、お尋ねいたします。

次に、老朽化していく下水道施設対策について質問いたします。

公共下水道は、最初に建設されてから25年程度経過しています。下水道処理施設や下水管の老朽化対策としてどのようなことに取り組みおられるのか、質問いたします。

また、下水管は当初建設されてから20年以上たっております。下水管の耐用年数はどの程度なのか、また、下水管の調査をされたことがあるのか、質問いたします。

また、下水施設が地震などの被害に遭ったとき、実は関東地方で下水管が破損いたしまして地上に浮き上がったということがございました。我々のお友達でございます香取市においても同じような被害があったことがありましたけれども、市民生活に多大な影響が生じることに對して耐震化についての考えがどのようなことなのか、質問いたします。

次に、下水道事業の今後の見通しについてです。

人口減少に伴って水道使用料が減少して経営に多大な影響があると思います。今後の人口減少時の水道経営の計画があるかどうか、質問いたします。

また、下水道事業はまだ整備中でございまして、予算も年間10億円から15億円程度予算化されております。一般会計からも5億円程度は予算化をされております。下水道建設が続いていくとしますと、鹿島市の財政の影響があるのではないかと思いますけれども、下水道事業が採算ラインに届くめどはいつごろなのか、これについて質問いたします。

以上で総括質問を終わりました、あとは一問一答で質問いたします。

**○議長（角田一美君）**

執行部の答弁を求めます。寺山建設環境部長。

**○建設環境部長（寺山靖久君）**

私のほうからは、福井議員の1番目の上下水道事業民営化の鹿島市の考え方についてということで御答弁申し上げます。

まず、今後の水道事業におきまして考慮すべきことは、市民の皆様にも現世代、今の世代です、と次世代へと継続する安心・安全な水道サービスの提供であると考えております。

福井議員御質問の水道事業の民営化につきましては、水道法の一部改正に伴う水道事業の官民連携の推進についてであると考えてます。

国におきましては、水道事業の基盤を強化するために、その方策といたしまして、官民連携を掲げてあります。現在、国内の水道事業は、施設の耐震化や老朽化施設の更新事業の増加、人口減少による水道料金の減少、企業債残高の削減などの財政健全化策の対応、深刻化する人材リスクなど、さまざまな課題があると考えております。

この課題に対しまして、水道事業の基盤を強化するため、昨年12月、水道法の一部が改正されております。改正の内容は5項目となっております、この中で先ほどありました官民連携の推進が掲げられておりまして、官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、先ほど言われましたように、地方公共団体が水道事業としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可におきまして、水道施設の運営権を民間事業者に設定できるという新たな民間活用の仕組み、いわゆるコンセッション方式が新設されたところでございます。

また、下水道におきましては、従前よりコンセッション方式の導入が可能とされておりましたところでございます。

コンセッション方式につきましては、現在でいいますと関西空港、大阪空港、仙台空港、先ほどありました浜松市の下水道事業に導入されているところでございます。

現在、水道事業の導入についてはございませんけれども、先ほどありました浜松市や宮城県などで導入を検討されている自治体はございます。

既に浜松市におきましては一部下水道事業に導入されており、水道事業の導入も検討されておりましたけれども、制度化からまだ日が浅く、特に水道は命の水として関心も高く、市民の皆様や国民の皆様にも御理解いただける時期が来るまで、検討を含め導入を当面延期するとされているところでございます。

このコンセッション方式による事業運営につきましては、以前から海外で導入されておりました、成功例もございますが、水質や管理運営レベルの低下、水道料金の高騰など問題も生じているため、今回の法改正におきましては、国、地方公共団体が民間が行う事業運営をモニタリングする仕組みを構築することでこれらの問題に対応するとされております。

鹿島市におきましても、現段階ではありますけれども、上下水道のコンセッション方式の導入については検討いたしておりませんが、上下水道事業とも大きな変革期を迎えておりますので、今後、県内外の上下水道事業の動向に注意しながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

広瀬水道課長。

**○水道課長（広瀬義樹君）**

それでは私のほうからは、上下水道の累進料金について、老朽管対策について、上下水道の今後の経営見通しについて御説明いたします。

まず、上下水道の累進料金についてでございます。

料金体系についてでございますが、鹿島市の水道料金体系は、電気料金やガス料金と同様に、基本料金と従量料金から成る2部構成といたしております。

基本料金には、一定の水量を付与した基本料金制を採用し、これに対し従量料金には使用水量がふえるほど単価を割高にする逡増制の料金を採用しております。従量料金に逡増制が設けられた経緯でございますが、昭和30年代から昭和40年代にかけて水需要が急激に増加する中、大口需要のための新規水源開発や施設能力拡充に伴う使用の上昇を反映させるとともに、大口需要の抑制を図り低廉な生活用水を供給するという目的を達成するため、従量料金については使用料が増加するほどに水量当たりの単価が高くなる逡増料金制が多くの水道事業に採用されております。

鹿島市においても、従量料金には逡増制を採用しております。なお、基本水量制の採用は、使用料の少ない世帯への料金負担の軽減を目的としたものでございます。

鹿島市の逡増料金については、2カ月使用水量が20立方メートルを超える部分に設定しております。消費税を含まない料金で御説明いたしますが、2カ月使用水量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの部位、1立方メートル当たりの料金が200円、2カ月使用水量が50立方メートルを超える部位の1立方メートル当たりの料金が240円の設定としており、2段階設定の逡増型従量料金としております。

続きまして、老朽水道管対策についてお答えいたします。

平成30年度末の管路の総延長は約219キロメートル、これに対し布設後40年が経過した老朽管延長は約14キロメートル、6%程度でございます。この老朽管更新につきましては、今

後策定するアセットマネジメント水道管更新計画に基づく中長期財政計画の中で事業量増加を図り推進させる計画でございます。

なお、現在、新久保山配水池の改修事業の本格化により老朽管更新の予算を縮小しておりますが、本年度をもって新久保山改修事業が完了する予定でございますので、まず来年度、第六次総合計画に掲げた配水管更新1キロメートルを実施し、今後は老朽管更新のスピードアップを図る計画でございます。毎事業年度での老朽管更新延長は、1キロメートル以上を考えております。

続きまして、水道事業の今後の経営の見通しについて御説明いたします。

近年、国の要請といたしまして、人口減少に伴う料金収入の減少、これまで整備してきた水道施設の老朽化に伴う更新都市の増大などにより経営環境が厳しさを増す中、必要な住民サービスを安定的に継続することが可能となるように中長期財政計画経営戦略の策定とそれに基づく経営基盤の強化を求めています。この対策といたしましては、アセットマネジメントを用いた中長期財政計画の策定を指導しております。なお、本市においても中長期財政計画の策定を令和2年度に予定しております。

水道事業の経営見通しでございますが、令和2年度に中長期財政計画を策定する計画でございますので、短期的な見通しの説明とさせていただきます。

まず、経営活動である収益的収支予算でございますが、収益では、人口減少等を要因として給水収益が減少を続けるものと考えております。事業費においても、企業債利息や減価償却費が減少する時期でございますので、毎事業年度で純利益が生じるものと見込んでおりますが、将来的には久保山配水池改修事業の完了や、老朽資産の更新事業のスピードアップ等を要因といたしまして、減価償却費や企業債利息償還額も徐々に増加するものと想定しております。経営状況の判断指針となる当年度純利益も年々減少していくものと考えております。

一方、投資事業である資本的収支予算では、久保山配水池改修事業が完了し、今後は老朽資産更新事業のスピードアップが課題となります。

財源といたしましては、企業債元金の償還がピークを過ぎておりますので、短期的にはこの減少分を充てることで対応するよう考えておりますが、久保山配水池改修事業の実施により企業債残高は減少から増加へと転じ、老朽資産の更新事業も本格化してまいりますので、将来的にはこの財源となる企業債についても毎事業年度において借入額が償還額を上回り、企業債残高も徐々に増加するものと考えております。

これらのことを踏まえ、今後策定を行う中長期財政計画では、財政基盤の強化、修繕等による施設の延命化、効率的、効果的な老朽資産更新、企業債残高の抑制等を考慮した計画策定をすることを考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

おはようございます。私のほうからは、下水道に関する御質問にお答えをいたします。

まず初めに、下水道の累進料金についてでございます。

下水道使用料の算定には、料金が使用量にかかわらず、一律の基本料金と使用水量に応じて支払い額が変動する従量料金があり、全国的には約9割が基本使用量をベースとした従量制を採用しております。また、使用量が増大するに従い割り増し額が増大していく累進制を採用している事業者は全体の約7割を占めており、我が国の下水道使用料は基本使用料と従量使用料の2部から成る料金制度に累進使用料制を採用するケースが主流となっております。

本市の料金体系も基本使用料と従量使用料に累進制を併用しております。1つ目の理由といたしましては、小口使用者であります一般家庭の場合、生活用水に係る使用量という性質が高いのに対し、大口使用者となる事業所の場合は、業のための使用量という比重が高いことが累進制を採用している理由であります。2つ目は、生活に必要な水の下水処理を安価に設定することで利用者の方に節水を心がけていただくことを理由といたしております。

次に、今後の下水道の整備について、まず納富分地区の整備状況でございます。納富分地区が所在いたします鹿島南部処理分区の状況について御説明いたします。

公共下水道の全体計画200ヘクタールに対し現在150ヘクタールが認可区域となっております。平成30年度末現在の整備面積は103ヘクタール、整備率は69%、そして、供用開始区域の接続率、水洗化率は54.3%となっております。今後は令和7年の概成を目指し整備していく計画であります。

次に、門前地区と大村方地区の下水道整備についてお答えをいたします。

持続可能な汚水処理システム構築に向けた県のマニュアルが策定されました。その中で、下水処理の10年概成を目指す取り組みの一つに、発注方式の検討がうたわれております。このため、祐徳門前地区約13ヘクタールにおきましては、官民連携事業といたしまして、民間活力を取り入れたデザインビルド、一括発注方式により早期整備を実現したいと考えております。

このDB一括発注は、設計と施工を複数年度分一括して発注する方式で、民間事業者の創意工夫を凝らした提案により、よりよい事業を目指すというものです。

祐徳門前地区の整備につきましては、現在応募資格審査の段階でございますが、議会の議決を経て令和2年3月の基本協定の締結を予定しております。

なお、当事業は令和6年6月までの業務期間を条件としております。

また、地元への説明会、これは昨年度までに数回開催いたしておりますが、特別な意見はあっておりません、おおむねの賛同は得られたものと考えております。

次に、大村方地区につきましてですが、当地区につきましては、公共下水道の整備区域と

はなっておりません。しかし、自己負担とはなりますけれども、区域外流入といたしまして利用できることといたしております。

次に、老朽化下水管取りかえの計画について御説明をいたします。

汚水管渠の維持管理につきましては、平成28年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、順次改築を進めているところでございます。

本市の下水道管渠はまだ耐用年数の50年には達しておりませんが、平成27年度の改正下水道法において、管渠の重要度に応じた定期的な点検が義務づけられたことから、平成30年度よりカメラによる点検を始めたところであります。

その結果、腐食等により管渠更生が必要な箇所は見つかりませんでした。汚物により閉塞しつつある箇所、あるいは継ぎ手からの雨水侵入の箇所が見られました。今後清掃、あるいは修繕により適切な管理を行いたいと考えております。

次に、下水道施設の耐震化についてでございます。

現在、耐震設計基準は平成9年度に定められており、それ以前に建設された施設は耐震基準を満たしていない可能性があります。このため、平成28年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、耐震化を含めた改築工事を順次進めているところであります。

長期スパンの評価により維持管理費の平準化を図るもので、5カ年を1期として、その都度機器の健全化を評価し、適切な時期に適切な管理を行う計画といたしております。

昨年度は西牟田雨水ポンプ場の耐震化を、今年度は中牟田グリーンセンターの耐震化を行っているところでございます。また、来年度は中牟田雨水ポンプ場を予定しております。

最後に、下水道の今後の経営の見通しでございます。

これにつきましては、採算ラインの基準をどこに設定するかというところが難しいところではございますが、仮に一般会計からの繰入金のうち基準外繰入金、これの解消を採算ラインと仮定いたしますと、平成28年度に策定された経営戦略における今後の20年間の繰入金の試算では、基準外繰入金は解消されないということになっております。したがって、現時点においては厳しい状況であると言わざるを得ません。

そのような状況の中で、今年4月、真に下水道施設が必要な地域に限定した全体計画の見直しを行いました。これにより、資本的支出の適正化と下水道接続率の向上などによって営業収益の向上を目指し、経営の健全化を図っていきたいと考えております。

私のほうからは以上となります。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

それでは、一問一答で質問をいたしますけれども、まず、水道事業の民営化と、コンセッション方式ですけれども、例えば、フランスあたりは民営化されて一度失敗されたという例

がありましたですね。水道料金がやっぱり経営上5倍から6倍にはね上がってしまったということで、そういうことがあって、また公営に戻したという例がありましたから。だから、完全な民営化ということはやっぱりするべきじゃないと、私もそう思っています。

今回の水道法の改正では、経営に関しては、水道料金の決定等に関しては自治体が持っている。運営だけを民間に任せるというやり方ですから、まあまあ可能な線かなというふうな気がいたしますけれども。

先ほど部長答弁がありましたように、県内の動向を見てこれから判断をするという答弁だったんですけれども、県内の動向が民営化のほうに行きそうということになってきたら、そのときどうされるのかなということをお尋ねしたいと思いますが。

**○議長（角田一美君）**

寺山建設環境部長。

**○建設環境部長（寺山靖久君）**

お答えします。

基本的に県内の動向が全て民営化のほうに行くとなった場合には、それは検討、県内の状況がある程度になってきた場合には鹿島市も検討に入ります。ただ、先ほど言われますように、水ですので非常に市民の不安がつきまとうということになりますので、そこら辺が払拭できた段階にはそういうことも検討に入っていきたいと思っています。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

13番福井正議員。

**○13番（福井 正君）**

県内の水道事業の状況を見ましても、水道料金自体もかなり違いがあるということと、鹿島市の場合は地下水を取水しています。ところが、ほかの市町は水道企業団等から水を買っているところもありますし、ダムの水を利用しているところもあるというふうに、経営実態がそれぞれ違うという状況がありますから、なかなか一概に民営化ということも難しいことだと思うんですけれども、例えば北海道夕張市の場合、まず、水道利用料が日本で一番高いですよ。20立方メートルで6千円ぐらいという料金を取っているところがある。だから、鹿島市の3倍の料金になっているところもあります。

これはなぜそうなったかということ、人口減少なんですよ。人口減少と、それから過疎化で、家と家が極端に離れているという状況で、水道の維持にすごくお金がかかると、予算がかかるという状況があってこういうことになっているんですけれども、じゃ、鹿島市の場合はどうなっていくのかなということを考えたときに、いわゆる水道を利用している地域と簡易水道の地域があります。ですから、そこら辺が人口の今後の動態によってはどういうふうになっていくのかなという気がするんですね。

だから、水道使用料が今実際、有収率が大体80、20%は水が余っているという状況ですから、これがまだまだ有収率が下がっていく可能性もあるんじゃないかなという気がするんです、このまま行きますとですね。

だから、そこら辺をどういうふうに判断していくのかなというところで、いわゆる民営化ということを検討する時期が来るのかなという気がしていますけれども、そこら辺はどう考えられますか。

○議長（角田一美君）

寺山建設環境部長。

○建設環境部長（寺山靖久君）

お答えします。

非常に難しい判断になるかと思えますけれども、そこら辺のある程度の中長期の予測をしていく中でそういうことが見込まれましたら、じゃ、民営化ということをとるのか、内部の健全化という形をとるのか、そこら辺の選択肢が出てくると思えますので、現段階では選択肢の一つとして検討すべき余地があるのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そこはわかりました。

今度は他市町との連携ですね。これも非常に難しい問題だと思うんです。先ほど申しましたように、取水の方法がみんな違う、水道料金が違うという状況の中で、例えば、他市町と連携をして水道事業が本当に維持できるのかなということは思っているんですけども、だけど、もし将来的に水道事業が本当に悪化してきたという状況になったとしたら、そういうことも考える時期が来るのかなという気がしています。

ただ、私自身は、できたら鹿島市単独でやってほしいと、鹿島市のおいしい水を飲みたいという気持ちは強くございますけれども、経営的にどうしても他市町と連携をすると、ある意味合併をするというふうな状況が生まれるかもわかりません。そうなったときに、じゃ、どういうふうに考えるのかなということも考慮しておかないといけんかなという気がするんですが、そこら辺はどうですか。

○議長（角田一美君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

今、広域化について、その採用を行うか行わないか、どういう段階で判断するかというふ

うな御質問であつたらうと思ひます。

今回、広域化については、鹿島市は参加いたしません、それは福井議員おっしゃつたとおり、水源等の問題もござひます。そういったところで、広域化に限らず、他の企業体との協力や連携については財政基盤の強化につながるようなものがござひましたら、私たちのほうも積極的にそれにはかかわつていくべきであらうと思ひますし、その水道事業経営を行つていく中で民営化、広域化、連携、協力、そういったものを採用する時期も出てくるのではないかというふうに考へております。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

私個人といたしましては、できるだけ鹿島市の水だけを飲みたいなというふうに思つてるところでござひます。

次に、水道、下水道の料金について質問いたしますけれども、実は私、使用水量等のお知らせというのを持つてまいりました。いわゆる利用した通知でござひまして、これは平成30年度の2月22日に検針されたものでござひまして、水道の使用料が125立方メートル、下水道も一緒ですよ、同じ使用料になりますから。金額が、水道料金が29,376円、下水道が21,978円という、一度私、通常の、2カ月に1回ですから、大体20千円から多くて25千円ぐらいだったのが一気に倍以上になつたという、これは家族がふえたりして水道の使用がふえたということだったんですけれども、対策として当然節水に努める装置に取り組んで、今、当時の半分ぐらいにはなつてはいるんですけれども。

やはり、一般の家庭でも、私のところは商売もやつてはいますが、一般家庭でも家族がふえる、子供さんが生まれる、家族がふえたと。例えば今は夫婦と子供2人ぐらいが標準なんでしょうけれども、子供さんがあと1人ふえたりとか、いわゆる二世帯同居をするとかいう状況になつたときというのは一気にふえる可能性があるんですね。ですから、そうなつたときに、本当に私自身がびっくりしましたから、そういう状況になつたら本当にびっくりされるんじゃないかなと思ふんですよ。

しかも、有収率率が80%程度でずっと推移をしてはいます。これには当然漏水というのを含まれてはいるんだと思ひますけれども、水道の経営ということ考へたときに、いわゆる累進で上がつていくシステムじゃなくて、同じ金額、その金額が幾らかということにはちょっと私もよくわかりませんが、一定の金額を払つていくということになつたときは、実は大口の使用者であつても納得されると思ふんです。それはいきなりぼんと上がつてしまつて、通常の倍ぐらいに上がつてしまふという状況になることがあつたら、やはりどうしても水道使用をためらつてしまふというところも出てくるんじゃないかなという気がするんですけれども、やはり従来どおりの累進で上がつていくというやり方は変へないということによろし

いですか。

○議長（角田一美君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

一定料金での水道料金の体系ですね。これを考えられないかということでございましたが、現行の料金体系につきましては、基本水量制、従量料金制の設定に意味を持たせ、事業経営に必要となる財源を想定し、水道料金水準を定めております。料金体系の設定には、基本料金制や従量料金制、逦増制、逦減制、料金単価一律、また、これらを組み合わせたものが考えられます。

将来検討するであろう料金体系水道料金水準につきましては、事業運営の適正化や水需要構造、水需要意識などを考慮して鹿島市の実情に相応した料金体系を検討することが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

実は、私が持ってきましたのは、鹿島市のホームページからとった数字なんですけれども、単一従量料金というのが下のほうに小さく書いてあります。いわゆるお風呂ですね、風呂屋さん、風呂屋さんというのは今2件ぐらいしかないと思いますけれども、1立方メートルにつき145円80銭、福祉用が102円60銭、臨時給水が、これは別としまして、単価が安くされている業種もあるということですよね。

前回の一般質問でも、前年度でしたけれども、いただきました。例えば、大村方地区の下水道について私は質問しました。というのは、地下水をくみ上げていらっしゃる。その地下水に対してメーターをつけてはかって、それに対して課金をしていく。これは下水道の場合なんですけれども——ということです。そうなったときに、どうしてもやっぱり工業等で大量に水を使うところというのは、水道の使用というのは当然、水量の上限設定をするという状況になってくると思います。

水道につきましても、やはり大口で使うところ、さまざまな職種があると思いますけれども、そういうところでも、やはりできるだけ水を節約しようという意識になってくる。それは従量制といいますか、累進制の一つの効果があると思うんですけども、現実にまだ20%水が余っていると、漏水は別としてもですね。

そういう状況の中で経営ということを考えたときに、本来の事業者の考え方というのは、たくさん買ってくれる人というのは当然値引きするんですよ。値引きがあつて当たり前という事業がほとんどなんです。そうなったときに、使えば使うほど料金が上がっていくとい

うことをちょっと感覚的に言ったら、事業の感覚としては納得できないという点がある方もありますし、私もそのときはそう思いました。

ですから、これを何とか平準化していくといいですか、単価を平準化していくことによって、そこら辺をある程度払拭していったら、水道の使用料自体が少しふえてくると。もちろん節水ということは大事なことですけれども、ただ、余るといってもちょっと問題があるんじゃないかなという気がするんです。ですから、私の考え方としては、やはり単一の単価で課金をされるというやり方が一番使いやすいんじゃないかなというように思います。しかも、お風呂屋さん等は単価が安いんですね。大量に水を使うという点でそういう配慮をされているんだろうけれども。

だから、そういうやり方で、考え方としてはそういう考え方も、ある程度水を使う方、使用量に応じて当然料金が上がってくる。当たり前なことなんですけど、累進で上がっていくことで、どうしてもそこら辺ためらうことも出てくると思うんです。特に下水道使用の場合が水道料金の84%程度課金されますから、どうしてもそこら辺でためらいが出る、いわゆる接続にもためらいが出てくるということもあるんじゃないかなという気がするんですね。

ですから、そういう考え方も私は思っているけど、それについてどう思われますか。答弁は一緒になるかわからんけど。

**○議長（角田一美君）**

広瀬水道課長。

**○水道課長（広瀬義樹君）**

福井議員の御質問は、たくさん使用される方の料金単価を安くする、また、料金単価については一律にできないかというふうな御質問だと思います。

従量料金のことについて先ほど御説明いたしましたけれども、従量料金の逦増制採用につきましては、大口需要の施設投資の増加等に対する料金設定の仕組みであるということをお説明いたしました。

議員御質問の大量購入による水道料金の値引きというふうなことで考えてよろしいですかね——は、この逦増制とは逆に使用が増加するほど水量当たりの単価が割安となる、逦減制の採用についてお話しいただいたと思います。

先ほども現行の料金体系につきましては、御説明いたしましたように基本水量制、従量料金制の設定に意味を持たせ、事業経営に必要となる財源を想定し水道料金水準を定めたものでございます。

料金設定の仕組みは先ほども申しましたが、従量料金や基本料金制、料金単一、単価ですね、こういうふうな方法を組み合わせたものも考えられますが、今後、料金水準、料金体系を検討するに当たっては、事業運営の適正化、水需要構造、住民需要意識などを考慮し、議員もおっしゃっていたような内容も検討しながら鹿島市の実情に相応する料金体系、料金水

準を検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

わかりましたとはなかなか言えませんが、ある程度の理解はできます。

ところで、この下水道なんですけど、下水道の接続率を上げていくということは必要じゃないかと思うんですが。というのは、大字高津原の中でもいわゆる工場をやっている方がいらっしゃいますけれども、そういう方たちの考えを聞きますと、地下水を利用されているんですね。地下水を利用されとって、その地下水に課金されることによって下水道料金もすごく払わんといかんと、高くなっていくというから、つながないというような方もいらっしゃるのは間違いないです。

ですから、下水道料金が安いのは、少数の家庭だったらそんなに高くならないんですけども、水を使う商売をしている方たちというのは、やっぱり下水道料金がぽんと跳ね上がっていく。今までは地下水だから、ただの水を使っていたのが、それに計量して課金されることによって負担が上がってくる。ということは、実は小さな工場とか商店にとっては、このことが経営上かなり負担になってきます。だから、その下水道料金も同じ単価にすることによって、その方たちも下水道に加入しやすくなっていくということもあるんじゃないかなと思うんです。

ですから、そういうことも含めて、ぜひぜひ下水道料金のことも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

下水道料金の累進制を一律にという御質問の趣旨かと思いますが、下水道使用料というのは水道とリンクしたところもありまして、生活に必要な水の処理に要する使用料という意味合いで私たちは考えております。したがって、やっぱり生活に必要なものということで、できるだけ一般家庭の使用料については負担がかからない料金設定をいたしておるところです。ただ、原価を割ってしまいますと経営が成り立ちませんものですから、そこを累進制を採用させていただいて、大口の使用者の方からちょっと負担はかかりますけれども、料金をいただいております。

この理由につきましては、先ほどの生活に要することもありますけれども、もう一つ節水ということで、むやみに水道を使っていたらということになれば、それを処理する下水の

ほうも施設のほうを大きくしなければいけないという、そこら辺の経緯もありまして、できるだけ少なく利用していただくということを掲げて今の体制になっている状況であります。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

水道の使用料を減らすという意味においては、それは効果はあるんだろうと思いますけれども、現実には水が余っているという状況なんです。だから、本当は一律にしたほうがいいんじゃないかなという気がするんです。

それから、接続率ですよ。下水道にまだつながない方って、実はいらっしゃいます。この方たちの理由がさまざま、高齢化しているから今さらしないという方もいらっしゃるし、つないだら下水道の料金が発生するという方もいらっしゃるという状況なので、そこら辺をある程度平準化していくという形にしたほうが接続率も上がるんじゃないかなという気がするんですけれども、答弁は変わらないですか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

下水道の接続率の向上につきましては、我々も推進活動をいたしております。事業系のほうも今後推進しなければいけないですけれども、やっぱり数的なものとしたしましては、一般家庭の方がまだ普及されていないというところもありまして、そこら辺を今後接続を推進していきたいというふうに思っております。

そういうことで、9月10日は下水道デーということでありますので、我々も議会が終わったぐらいから推進活動をやりたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ぜひ推進をしていただきたいと思います。だけど、やはり下水道料金の問題というのは、ひっかかってくる方はかなりいらっしゃると思います。

私こういう質問をしていますけれども、累進で上がっていくということを御存じない方も実は結構いらっしゃるんですよ。これがもし知れたら、じゃ、まだ水を使うのを控えようとか、流すのを、小のときは流さないで大のときだけ流すとかいう方たちも出てこられるかわかりません。

だから、下水道をせっかくつなげるんですから、これにつないでいただいて、川にしても

海にしても環境をよくしていくということは必要なことなんですから、できるだけ接続率を上げていくことを、経営という面からいっても、そちらのほうが実はいいんじゃないかなという気がするんです。

今現在、一般会計からの繰り出しというのがございます。これがないと、多分ずっとかなりの間、一般会計からの繰り出しが続いていくという説明が先ほどございました。

ですから、こうなったとき一般会計から繰り出しの分がどうしてもほかの施策に影響してくるという点もあるんです。ですから、接続をできるだけふやすと。そして、ふやすことによって下水道料金を、収入を上げていくという考え方で、私は累進制をやめると、同じ一律の単価でされたらどうですかというのは、実はそういうことで言っていますから、検討されるかどうかわかりませんが、こういうこともやはりぜひ、一つの経営の方向として考えていくこともありじゃないかなと思うんだけど、これについてももう一回答弁してください。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

全国的には基本料金制に従量料金制、それに累進制を併用しているという自治体が全国的に約7割ということですが、残りの3割はそうではなくて、定額制だとか、世帯割に人数割というところを併用したところもありまして、全てが、これが完全にいいという話ではございませんので、これについてはまた今後の経営戦略の中でも検討したいというふうに思っております。

なお、鹿島市の下水道使用料につきましては、県内でも高いほうには位置しておりませんが、中位です。それと、神崎市さんは人員制ということで除きますけれども、9市が累進制を採用しておるんですが、その累進率というのと1.7倍ぐらいになっています。高いところでは2倍のところもありますが、ここら辺は基本料金との兼ね合いで累進の倍率が変わっているというところではありますが、今後検討をすることは意義のあることかなというふうに思います。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

検討に値することだと私は思いますから、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に、水道施設の耐震化について。

久保山の配水池というのは十分耐震を考えられていると思いますけれども、実は蟻尾山にも配水池がありますよね。蟻尾山に関しては、今から15年ぐらい前にできたんですかね。ですから、もう耐震化されているんだと思うけれども、配水施設については耐震化は十分でき

ているという判断でよろしいですか。

○議長（角田一美君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

配水池の耐震化について御説明いたします。

今、福井議員から御説明のあったとおり、新久保山配水池のほうは耐震設計、蟻尾山配水池についても耐震設計でございます。この久保山配水池が完成後には、約60%程度の配水池については耐震化が図られます。それと、今後配水池の統廃合を考えておりまして、城下・浜配水池、そこら辺の新久保山への統廃合を考えた場合は80%程度以上の耐震化率ということになります。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

十分耐震化できている、そこは安心いたしました。

今度は、例えば水源地とか配水管に関しては耐震化はどうですか。

○議長（角田一美君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

水源地の耐震化でございますが、水源地は構造的に地上部と地下部に分かれておりまして、地上部上屋はRC構造やコンクリートブロック構造でございます、主に取水ポンプ、電気計装設備等を設置しておりまして、比較的小さな構造物でございます。

水源となる井戸につきましては耐震基準がございません。平成7年度の阪神・淡路大震災を例にとりますと、マグニチュード7.2の大震災でライフラインは完全に寸断されてしまいましたが、井戸については被害が少なかったようです。これは井戸の形状が鋼管くいのような細長い地下構造物であるため、上部から強い負荷を受けない場合には地盤の揺れと等しくなるため影響が少なかったとされております。

なお、水源地上屋の簡易耐震性診断を実施しておりますが、約半数の上屋が耐震性を有しない結果でございましたので、今後重要性、緊急性などを考慮しながら耐震化を進めていく計画でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

先日、台風15号で関東地方、特に千葉県で大停電が発生して、電気が行かないから結果的に水道が使えないという状況がありました。鹿島にああいう台風が来た場合にこういう状況

が起きるものかなという気がするんだけど、台風と地震もあるかわかりませんが、電気関係の設備に対して、台風ですとか地震に関してちゃんと対策をされているかどうか、お尋ねします。

○議長（角田一美君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

自然災害に対する水道施設の警戒についての御質問だと思いますが、停電が起こりますと、鹿島市においても井戸からの水のくみ上げについてはポンプを使用しておりますので、そのポンプが稼働しなくなる。また、大雨等によって浸水した場合は、井戸の中に水が入ってきたりして菌が繁殖する可能性もありますので、そういう場合は井戸からの取水はできない状態になる。停電の種類はそれぞれあると思いますけれども、まず、停電して水をくみ上げられないような状態になった場合といたしましては、配水池のほうに水をストックしておいて、そのストックした水を緊急的な場合には使用していくというふうなことを考えております。

現在建設しております新久保山配水池につきましては、地震等の発生により、それを感知して自動的に配水池の水をストップさせるようなシステムにもなっております。蟻尾山配水池につきましても、水道課のほうから命令を送れば配水池の水がストップできるようになっています。それは現地にて手動でもとめることができます。そういうふうな水を使って緊急時には対応をしなければならないというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

それを聞いて安心いたしました。

久保山でも蟻尾山でも大量の水がタンクの中に入っていますが、もし水源地から水が来なくなったとき、何日ぐらい耐えることができるんですか。

○議長（角田一美君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

今、建設途中でございますけれども、新久保山配水池と蟻尾山配水池の貯水量、タンクに満タンであったとしてでございますけれども、鹿島市の皆さんが1日10リットルの水を使用したとして、2週間程度はその水で対応できるだろうというふうに計算をしております。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

1週間程度は使えると。私も武雄市にボランティアの方たちの支援に行きました。すごい

量の瓦れきが運ばれてくる状況でして、実は水道がとまっていた関係で洗えなかったんですね、床でも何でも。だから、大変困られた。だけど、逆に鹿島市は水がある程度配水ができるということになってきたら、災害時というのはかなり水を使われると思うんです。そうなったとき、じゃ、1週間本当にもてるかなという気もするんです。

ですから、そういうことまで考慮しながらやっていかなければいけないというふうに思いますけれども、そこはいかがですか。

○議長（角田一美君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

配水池での水のストックでございますけれども、今までお話ししておりましたのは、やはり緊急時、緊急的な水の使用については2週間ぐらいはもつであろうというふうに考えております。

それと、水道課といたしましては、日本水道協会のほうと災害時の協定を結んでおります。そういったところで、給水車の派遣とか、そこら辺の水の応援関係については対応していただけるというふうに考えております。また、これが長期間となるようでしたら、やはり自衛隊等による支援の要請も行っていかなければならないと思っております。

やはり配水池での水のストックというのは緊急的、一時的な水の活用にしかないのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

最後の質問にいたしますけれども、災害時といってもどういう災害が来るかわかりませんよね。台風17号が来たとき、鹿島市でも停電をいたしました。その停電というのは長くなかったからよかったと思うんですけれども、その停電時の対策、例えば、非常用の発電機を用意しているとかいうようなことまで考えておかなければいけないんだと思うんです。

千葉県あたりでも非常用の発電機があっただけでも、半分ぐらしか使わなかったという例もありましたが、水道の水を確保するためにも非常用の発電装置というのが必要なんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

非常用電源設備の採用についてということだと思います。

鹿島市は他の市町と比べまして水道施設が非常に多うございます。それで、電源設備がど

のくらいかかるかという見積もりを行ったことがありますけれども、相当な金額となります。

私どもも、この多い施設の中でどこに電源設備を設置したほうが最も有効になるのかというふうな検討も行っております。ただ、この電源設備につきましても、やはり大雨とかがございまして、その水害によって使用できなくなるということも考えられます。

ですから、費用的なものもございしますが、今後は施設の統廃合を考える中で、どこにそういう施設を設置したほうが一番有効なのか、そこら辺を検討しながら、必要という判断をした場合は設置も検討しなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ただ、最近ではハイブリッドカーとか電気自動車の電池を使って給電ができるということもありますから、そういうやり方もあるということも頭に入れておいていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で13番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。通告に従いまして一般質問をしたいと思います。初めに、8月の豪雨、その後の台風による強風被害によって、県内はもちろんですが、全国的に多くの方が大きな被害を受けられました。皆様にお見舞い申し上げたいと思います。特に近隣の武雄、大町、白石など被害が集中して、鹿島市からも市の職員、そして消防団の皆さん、市民の皆さんたちが今も支援に出かけられておりますが、本当に御苦労さまでした。

鹿島市も大きな被害ではなくて、たくさん被害が出たようです。農家のハウスがやられたとか、もう少しでナスビがとれたのに全部だめになったとか、そういう農産物の被害。また、聞きますと有明海、ノリの竹が折れたとか、そういう問題とか、本当に大変です。個人のお宅でもガラスが割れたり、屋根が飛んだり、小さな被害ではあります。本当に大変な状況

が今回の災害であったんじゃないかと思います。

私も、あの豪雨から3日ぐらいしてからでしょうか、避難をされているところから汁物が全く食べられない、何か欲しいという声が入りましたので、私も汁物をつくって避難所に行きましたけれども、本当に多くの人たちが全てをなくして避難所におられる。そして、昼間は体の丈夫な人は後片づけに出、そして、その避難所で過ごされていたんですが、その中に若い男性と年とったおばあちゃんがいらっしゃいました。親子だったんですが、その人たちはただ黙って座っていらっしゃるだけ。どうしてかと思いましたが、家も全てなくなると、行くところがないと、そういう方もいらっしゃいました。私はまだその方の姿が目には浮かぶわけですが、本当に早く皆さんたちが立ち上がっていただきたいものだと思います。

さて、いろいろ申しましたが、皆さんも御承知のように、きょう10月1日は日本中の生活が大きく変わると言っても言い過ぎではないくらい心配な10月の出発になりました。つまり、消費税10%導入の日です。安倍政権は国民の強い反対と心配の声を無視して10%に強行しました。ゆうべも遅くまでテレビでもいろんな取り組みが流されておりました。10%になる前に駆け込んでたくさんお買い物をされている人たちの姿、本当に驚きました。そして、けさの新聞は一斉にその消費税導入を報道しておりましたが、どれも不安と抗議、そして疑問の記事でした。

けさ佐賀新聞を開いてぱっと目に入ったのが、（現物を示す）「不安抱え増税突入」この大きな文字が目に入りましたが、本当に全国の人たちが多かれ少なかれそういう気持ちできょうを迎えられたんじゃないかと思います。そして、佐賀新聞の論説の中にもいろいろと書かれておりましたが、苦境を突破するには政治のリーダーシップが欠かせないが、視野が自分の庭先までしか及ばない政治家にはこれは務まらないなんて、そういう記事まで書かれていました。（「通告外じゃないですか」と呼ぶ者あり）

本当にきょうという日が、これから私たちの暮らしをどうするかという非常に不安な中での出発になったと思っています。

さて、通告の本題に入りたいと思いますが、まず、農薬の問題についてお尋ねをします。

農地、畑への農薬や肥料、消毒などを散布するときの悪臭がしたり、粉じんが飛び散る影響や、近隣の民家などに与える影響についての苦情など耳にすることがあります。今日の鹿島市におけるその実態と対策などについてお伺いをしたいと思います。鹿島市は、農地、畑は一般住宅に接近したところに多くあります。そのような地域も昔はほとんどが農地で占めていたと思います。減反などの影響もあり農地が潰され、一般の住宅が多く立ち並ぶようになってきたと思います。今では農地などが住宅に囲まれて農地が少なくなってきています。農家の皆さんはよい作物をつくるために農薬、消毒、肥料などを使用されるわけですが、住宅が接近していることで農家の人はいろいろ気を遣いながらなさっている方もあります。近隣の住民からは農薬のにおいや飛散に対しての不満の声も聞かれるわけですが、これまでに

市に対してこのような声が寄せられたことがありますか、あったとすればどのような対応をなさったのか、まずお尋ねをいたします。

2つ目の質問です。

通学道路の安全のために防犯カメラの設置をとということです。

今、全国で通学路などでの犯罪に巻き込まれる事件が発生しております。鹿島市においては小学生の帰り道は見守り隊の皆さんのおかげで安全ですが、それでもちらほら不審な声かけなどがあっていると聞きます。さらには、通学路だけではなく、子供たちが遊ぶ公園や広場においても危険な状況はあります。

大字高津原地区の議員団は、先日、地区内の区長さんたちとの懇談会を行いました。そのとき共通して出された問題が、通学道路に防犯カメラを設置することでした。全ての区長さんが設置のために市の補助金はないかということでした。皆さんが子供の安全を非常に心配されていることがわかりました。私はこれは早急に取り組まなくてはいけない問題だと思いました。

これまで防犯カメラの設置については、プライバシーが侵害されるなどの世論もありましたし、以前は私にもそのような気持ちがあったことは間違いありません。しかし、いろんな事件において防犯カメラの設置が大きな成果を上げているのを見ますと、防犯カメラの必要性がわかります。区長会からは地区で設置するために補助金をという要求でしたが、私は子供たちの安全を守るために地域に任せるのではなく、市が子供を守るために行政として責任を持って防犯カメラを設置するべきだと思います。いかがでしょうか、お答えください。

次に、消防団の定数の問題でお尋ねをします。

消防団との懇談会がありまして、そのときやはり一番大きな問題になったのは定数の問題だったと思います。今、人口も物すごく減っていますし、なかなか手がないというのは、これは鹿島市だけでなく全県的にもそのような状況があるようですけど、今、鹿島市の消防団員は条例定数が782名、実団員総数764名ということです。幸いそのときに、それぞれの地域、部落ごとの団員数の資料をいただきました。そして、懇談をする中で、ある地域の方は、うちは団員に3人出しとっばいと、そういう声もありました。私はそういう話を聞きながら、本当に今、鹿島市で消防団の人たちが市民の暮らしを守るために、安全のために努力をいただいているわけですが、そういう大事な任務をしょっていただく方が少なくなっていることを本当に残念に思っています。私も四十数年前は常備消防におりまして、当時は鹿島市も1,000人を超す団員がいらっしやいました。もちろん、正式でなくても皆さんが団員に入るといような現状でありました。

しかし、定数が大幅に減らされたのは、たしか退職報償金制度ができて、ちゃんとした定数をつくらなくてはいけないということもあり、今のような現状になってきたと思っております。

そういう中での今日の現状ですが、今、私もよく火災現場、その他災害現場に行きますけど、確かに消防団の人たち、車に乗っていらっしやる中には、急いで来られるということもあると思いますが、2人か3人かで出動されている状況も見ます。そういうときに、やはり定数が少なくなったんかなという気もしますが、昔は農家の人がいっぱいらっしやいましたが、今は昔と違ってお勤めの人ほとんどですので、初期出動にはなかなか間に合わない面もあると思いますが、そういう現状を見ますときに、今の体制で十分であるのかということが1つ。

それから、十分であるならば、この定数について今後どう対応していくのかということを考えていかなくてはいけないんじゃないかと思います。先ほど私は1軒から3人出ていますよとおっしゃった方がありましたと言いましたけれども、そういう状況で定数を満たしていかなくてはならない現状がほかにもあるんじゃないかと思うんです。

ここでずっと見ましたが、私、人口割で見たらよかったです、世帯割で見ました。例えば、73世帯のところ19人の消防団員というのがありますが、73世帯だから19人ぐらいということもあると思いますが、高齢化されていて、おおよそそこに出ることのできない家庭もたくさんあると思います。そういう中で私は、やはり地域のそういう現状と、それから、今からの消防団の体制を考えると、現実的にその地域と団員数、それから、その機能をどうすれば果たせるかということを考えながら、定数の見直し、ふやすか少なくするかは別ですが、おおよそふやすということは困難なことだということはわかります。地域によってはもう少し団員さんができるんじゃないかというような地域もありますが、そういうのを考えながら、今後どういうふうな形でこの定数問題に執行部としては取り組んでいくお気持ちなのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、新幹線の問題です。

2022年度の九州新幹線長崎ルートについては、当初、佐賀県が同意した内容について、工法はもとより、予算面でも変わってしまいました。佐賀県は何のメリットもないのに長崎県より費用は余計にかかる状況。これでは佐賀県民はもちろん、山口知事が反対の態度をとるのは当然のことと言えると思います。

特に今、新幹線長崎ルートの建設についていろんな問題が起きておりますが、こういう状況の中ですから、私は現在ある長崎本線の充実を図っていかなくてはならないと思っています。私は6月議会でも同じ問題を取り上げました。長崎本線が計画どおりディーゼルになるということは許されない。何としても今のまま存続させないといけないという意見を申し上げたと思います。それに対して樋口市長は、今、県に入ってもらい江北、白石、太良と協議会をつくって、どうするかということに対応しているとお答えになったと思います。6月議会から今日まで協議会としてはどのような話し合いがなされてきたのか、今後どのような取り組みをなされていくのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、保育料金無償化の問題でお尋ねをします。

2017年の総選挙で安倍政権が打ち出した幼児教育の無償化が、きょう10月1日から実施されることになりました。これは消費税率引き上げに伴う増税分を財源に充てるという理由が言われています。鹿島市でもこれに関係する条例改正案が今議会で審議をされ、可決しております。

今回の無償化では、3歳から5歳児の認可保育所など新制度に移行した幼稚園の保育料は無償となるということ。一方、昼食費などの副食材料費は公的給付から外され、保育施設が実費徴収をすることになるものだという事です。保育料の無償化については、これまでも私は要求をし続けてきましたので、いろんなことを考えないと、これに関しては歓迎しなくてはいけない事項です。

消費税を大幅増税し、その財源を使い、幼児教育無償化と言いながら、副食費を分離して施設ごとに徴収することになる。これは許されるものではないと思っています。この問題については、いろんな関係者の意見が聞かれています。何といてもやはり保育料がただになることはうれしいという声はたくさんありますし、当然のことではないでしょうか。

さらには、別に給食費を取られるのはおかしいという意見。また、施設を運営する人たちの中からは、給食費を集めるのは大変だという意見。さらには、給食費を払えない子供が出た場合はどのようになるんでしょうかとか、いろんな心配の声が聞かれています。

まず、この問題では、保育料が無料になり、副食費が取られることになるわけですが、今回の改正で鹿島市、運営される園、保護者が今後どのように変わっていくのか、まず第1回目はそのことについてお尋ねをして、1回目の質問を終わりたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

執行部の答弁を求めます。土井産業部長。

**○産業部長（土井正昭君）**

私のほうからは、松尾議員の農薬散布の問題についてお答えをいたします。

議員がおっしゃられましたように、農薬というのは病虫害、雑草などの害から農作物を保護するだけではなくて、農作物の安定的な生産、品質を確保する目的で使用され、収穫量の増大や農作業の効率化につながっているものであります。この農薬は空中に散布して使用されるために、使用する際には周辺環境に悪影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要な面もあり、農薬の飛散に気をつけるよう使用の際の注意すべき事項を定めて使用が認められているものでございます。

市に対してそういった農薬散布について苦情があっているかというお尋ねですけれども、大きな苦情ではありませんが、例えば、洗濯物にかかるとか、庭の植木に影響があったとか、そういった話を時々聞くことはございます。農薬散布については、特にJAのほうで指導されておりますので、農薬散布についての苦情なり問い合わせなどはJAのほうに話があっ

いるように伺っております。

そういった中で、JAのほうも私ども市の農林水産課も、農薬散布の注意点としては風のない日の散布、それから、飛散が少ないノズルの使用、また、生産組合長を通じて近隣住民への事前周知などの注意喚起を行ったり、ポスターなどがありますので、そういったもので農業者の皆様へは周知を図っている状況にあります。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

岩下総務課長。

**○総務課長（岩下善孝君）**

総務課のほうからは、御質問2点目の通学道路の安全のために防犯カメラの設置について、3点目の消防団員の定数見直しについてお答えいたします。

まず、防犯カメラのほうですけれども、現状において鹿島市で設置している防犯カメラは、学校、あるいはエイブル等の人が集まる主要な公共施設に設置を行っております。

ちなみに設置数を申しますと、合計で約70基程度でございます。具体的な箇所の公表については差し控えさせていただいておりますが、この理由といたしましては、防犯カメラに映る範囲の箇所を避けた死角のほうで犯罪が起きる可能性もございますので、ここは全国的にそういう事例が多いようです。

なお、現在、佐賀県において防犯カメラの設置補助が検討なされております。概要といたしましては、子供を見守る防犯カメラ設置事業費補助という名称で、防犯カメラ設置に係る費用を市、町、そして防犯協会を対象に補助するものでございます。

現状のところ鹿島市では通学路に防犯カメラは設置しておりませんが、今後、設置に向けた検討を行っていく上では、場所や種類、予算、維持管理など幾つかの課題があると思います。その一つとしまして、先ほど松尾議員がおっしゃいましたが、24時間カメラの画像に入ってくる家とか、あるいは人、通行、通学される方とか、プライバシーの問題がございます。特にこの点については全国的にも賛否両論ございますので、関係者を交えて慎重に議論する必要があるというふうに判断いたしております。

今後については、国や県のほうでも防犯カメラ設置に向けた準備が始まったところがございますので、鹿島市としても教育委員会や道路管理担当部署と連携して、通学路への防犯カメラ設置について協議を進めていく予定でございます。その結果、防犯カメラの補助を事業化する方向というふうになれば、現状での想定として、以前、鹿島地区防犯協会で行っていた補助事業という形で交付要綱を定めて、佐賀県と一緒に補助を再開する形になると思われま。

しかしながら、防犯カメラを設置するとしても犯罪が完全になくなるということではないと思われましますので、地域住民が行政と一体となって支える防犯まちづくり活動として、現在

も実施されております青パト、いわゆる青色回転灯付きの自動車での防犯パトロールや、子供たちの登下校を見守る地域防犯ボランティアの方々、そして、子ども110番の家など、地域で支え合う防犯活動と組み合わせることで、より有効に機能するものと考えております。

続きまして、消防団員の定数の見直しということについてお答えしたいと思います。松尾議員がおっしゃるように、現状、市内全体的に消防団員の確保が難しくなっていることは認識しております。特に山間部では、親子で団員にならないければ定数が確保できないなど、非常に厳しい状況であると聞き及んでおります。課題といたしましては、これからも少子・高齢化等に伴う人口の減少によりまして、ますます団員確保が難しくなっていくことは想定しております。

今後の定数につきましては、現在、消防団の本部役員と協議を進めているところでございますので、なるべく早期に方向性を固めて、定数の削減というふうになれば、削減分の団員を地元消防団のOBや有志の方々により組織される機能別消防団の設立など、地元との協議や消防団との運営方法などを調整して、それらの内容については議会のほうとも、条例改正が関連してくると思いますが、これを含めて検討、協議をお願いすることになると判断しております。

これらのことから、消防団員の定数の方向性につきましては、まずは市役所の入った消防団の本部役員会のほうに任せていただきたいというふうに思っている次第でございます。

私のほうからは以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

田崎企画財政課長。

**○企画財政課長（田崎 靖君）**

長崎本線の沿線地域対策等連絡会議の件でお答えをいたします。

協議会ということでの御質問でありましたけれども、正式名称は長崎本線沿線地域対策等連絡会議ということで、江北町、白石町、太良町、鹿島市と、主催は佐賀県に設置をいただいている会議でございます。新幹線西九州ルートの開業に伴い上下分離される長崎本線の沿線地域対策等について、関係機関・団体が連携して効果的な取り組みを推進するため、平成28年8月に佐賀県に設置いただいた情報意見交換を行う会議であります。

協議の内容につきましては、九州新幹線西九州ルートに関する事、肥前山口ー諫早間の上下分離に関する事、長崎本線の利活用に関連した沿線地域のまちづくり、地域づくりに関する事、その他、長崎本線対策に係る諸課題に関する事ということでの意見交換等を行っておるところでございます。

最近の会議でございますけれども、先月9月9日に第11回の会議を開催いたしました。その内容につきましては、今年度も長崎本線を使ったグルメ列車の運行をJR九州がされることとなっております。11月に予定をされておりますけれども、そういった中で、昨年度は沿

線自治体から食材の提供だったり、各地域のおもてなしということで、例えば、肥前浜駅に1時間程度とまりましたときに、列車からおりていただいて、お酒の試飲だったりというようなおもてなしをやりました。そういったことで長崎本線を活性化していこうということで計画をされておりましたので、そういったことの連絡、また協力依頼ということでJRからもお見えになりました。

また、今年度、長崎本線沿線地域振興事業ということで、佐賀県のほうが補助金等の予算をつけていただいておりますので、そういったことの説明、また、議員がおっしゃられたような、九州新幹線西九州ルートについてということで報道等がございましたけれども、佐賀県の考え方ということで直接県の交通政策課のほうから沿線自治体のほうに、県知事が発言をされた内容についての説明がっております。そうしたことで、定期的に会議を開いているところでございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

**○議長（角田一美君）**

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

14番松尾征子議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。染川福祉課長。

**○福祉課長（染川康輔君）**

私のほうからは、5番目の質問、幼児教育・保育の無償化により、鹿島市、園の経営者、保護者がどのように変わるのかという御質問に対してお答えをいたします。

先ほど無償化につきましては、松尾議員から紹介もあったところですが、私のほうからも幾らか補足をしながら幼児教育・保育の無償化の概要について申し上げます。

3歳から5歳までの全ての子供及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の保育料を無償化し、また、認可外保育施設等を利用する場合においても、保育の必要性のある子供については、上限を定めて無償化の対象とする制度でございます。

なお、保護者から実費で徴収する費用、例えば、通園送迎費、食材料費、行事費などですが、これらについては無償化の対象とはなりません。食材料費のうち年収約3,600千円未満相当の世帯等については、そのおかず等の副食費については免除となっております。

それでは、御質問の無償化により鹿島市、園の経営者、保護者がどのように変わるかということですが、鹿島市においては、従来より国の制度に従い、保育料の無償化や軽減

を行ってきた経緯があります。今回の幼児教育・保育の無償化についても、国の制度にのっ  
とって保育料の無償化や給食費の免除を行うものでございます。

今回の無償化に伴い従来から保育料に含まれていた副食費のうち、免除されない世帯の副  
食費については、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設側が実費徴収することになります。  
それに伴い、副食費の納入義務がある保護者については、従来、市に保育料の一部として支  
払っていた副食費について施設側に支払っていただくことになります。

以上が今回、10月1日、本日からの制度改正に伴う変更点ということでございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、まず農薬の関係で再度質問したいと思います。今いろいろお答えをいただき  
ました。それで、農薬その他肥料などの問題については私の耳にも何件か入ってきている現  
状がありますが、そういうときに、皆さん方も散布しますよと一言声かけんしゃっきよかつ  
たとけねとか、そういう声が結構あります。

そういうことでお尋ねをするのは、農薬の散布などされるとき、肥料などまかれるときに、  
今その周辺にどうしても声をかけるといふ、そのことは絶対にやらなくちゃいけないといふ  
ふうな指導がなされているのか、それとも、その前にそういうことがわかっていたら全体的  
に回覧を回してお知らせをするとか、そういう対応はされているのでしょうか。

○議長（角田一美君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

農薬散布の際の注意喚起についてのお尋ねだと思います。

農薬の使用指導については、佐賀県のほうにおいて専門的な研修会を実施し、農薬指導士  
を認定されているということでございます。JA鹿島支所でも営農指導員は全ての指導員が  
農薬指導士の認定を受けられており、農薬の適正利用を推進し、人畜への被害防止や生活環  
境の保全を図るべく農業者の方への指導に当たってもらっています。

そういった中で、その一環として農薬散布の注意点としては、先ほど3点申し上げました。  
風のない日の散布であるとか、飛散が少ないノズルの使用、生産組合長を通じて近隣住民へ  
の事前周知などの注意喚起をお願いしているところでございます。

ちなみに、私は馬渡区にお世話になっておりますが、議員が先ほどおっしゃいましたよう  
に、住宅と農地が非常に近接している地域でもございます。馬渡区の場合を例にとれば、区  
長さんのほうから大規模な農薬散布をする際には、以前は回覧板で周知があっておりました  
が、現在は屋内に設置をされております戸別受信機により各家庭への周知を行っていただい  
ているところであり、各区においていろんな方法があるかと思いますが、そういったことで

周知をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今の御答弁の中で、農薬指導士の方がいらっしゃるということですね。それで、認定を受けられているということですが、そういう農薬指導士の方が農家の人たちに定期的な講習会ですかね、もう長いことされているからわかっているではだめだと思うんですよね。新しい商品も出ますし、より強い商品が出てくるというふうなこともあると思うんですよね。だから、その都度やっぱり定期的にそういう指導をして徹底するというようなことは非常に重要なことだと思いますが、その辺については指導というのが義務づけられて行われているのかどうかですね。

○議長（角田一美君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

お答えをいたします。

J A鹿島支所営農指導員の方は全て農薬指導士の認定を受けられているということで、その中で農薬の適正利用を推進し、農業者の指導に当たってもらっておりますとお答えしましたが、具体的には毎月の研究会などで、生産工程ごとに使用できる農薬の種類、希釈倍数、回数などを明記した作物ごとの情報を農業者へ指導していただいております。それを受けて農業者は、使用した農薬について栽培日誌を記録し、J Aに提出し、J A側もチェックし保管をされているところであります。作物によっては栽培暦が作成され、1年間を通した防除のやり方を指導されているということでございます。

もし飛散して、基準値を超えた農薬が残留するおそれがあった場合などには、生産物の出荷停止とか回収など厳しい対応が求められる可能性もありますので、そこら辺は農業者の方もしっかり理解をして農薬の散布に当たっていらっしゃるものと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

生産なさる方も、よりいいものをつくらなくてはいけないということで、それなりのものをお使いになると思います。農薬については、まかれるときのいろんな環境破壊だけでなく、それが農産物に付着した場合の健康管理の問題なども出てくると思います。今申されましたように、農薬指導士の人たちからの指導もあり、いろんな報告の義務もあるということを知

きましたので安心はしますが、その辺の取り扱いというのは農協がやるんでしょうけど、徹底した対応をしていただくということをぜひ行政からも農協にお願いして、本当に周りの人が安心できるような対応をとっていただきたいと思います。

それと、再度申し上げますが、散布をなされるときの通報ですね、これはやっぱり徹底していただくようお願いをしてもらいたいと思います。先ほども言いましたが、一言言うてもらったつぎ歯がゆくてもちょっとしょんなかねというふうなこともあるわけですが、やっぱりその辺の行き違いでいろんなことが出てくると思いますので、この辺については特に環境破壊、それから健康被害の問題もありますので、徹底した対応をお願いして、この問題は終わりにしたいと思います。何かありましたら。

それでは次に、新幹線と長崎本線の関係の問題で再度お尋ねをしたいと思います。

先ほど協議会でのいろんなお話をなさいました。今御報告していただいたいろんな協議会の内容というのは、私の受けとめでは、第三セクターになって分離された後、その長崎本線をどう利活用していくかというふうな——よりよくしていかなといかんから。その辺の話し合いになっているんじゃないかと私は思うんですね。先ほどお座敷列車ですか、何とか列車をとか、いろんなのがありましたが、私はまだその前の段階で、今の長崎本線をどうするのか、それから、新幹線をどうしていくのか。

この新幹線というのは、もともとから私は大きな誤算があったんじゃないかと思えますよ。例えば、フリーゲージトレインを取り入れた。これも完璧なものじゃないということは言われていたんですね、取り入れる前から。それを強行的に取り入れてこういう事態になった。まず、それを取り入れたという責任もありますよ。それに対する対応もあります。じゃ、それがだめだったからといってまた次の手法を持ってきた。それがまた佐賀県とのお約束とは全く違ったような形とか、いろんなあるわけです。

そういうごたごたの中で、じゃ、今ある在来線をやっぱりどうしていくか、そこのところで長崎ルートがどうなっていくかまだわからない、いつの時点まで延びていくかわからない。政府はいざとなったときはいろんなことをお構いなしにお金もつぎ込んだりしていますが、今の時点でそういうことは許されない状況だと思います。

じゃ、今ある在来線をちゃんと利用できるように、今の形で、より皆さんが安心して利用できるように、これは地域の人の足でもありますし、観光客の皆さんを誘致する一つの手段でもあるわけですから、そのためにこの長崎本線を今のままで何とかやっついでいこうじゃないかというような発想が出てきてしかりじゃないかと私は思うんですが、この協議会の中ではそういう考え、そういうお話というのは全く出ていないんですか、それとも、そういう話もちらほら出ているというようなことなんでしょうか、その辺についてお知らせください。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

**○企画財政課長（田崎 靖君）**

お答えをいたします。

先ほど沿線地域対策等連絡会議の協議内容ということで御説明をいたしましたけれども、その中の一つに、長崎本線の利活用に関連した沿線地域のまちづくり、地域づくりに関することという、当然、西九州ルートに関することもございますけれども、そういった形で長崎本線の利活用に関連した沿線地域のまちづくり、地域づくりに関することということが協議の内容に入っております。

議員がおっしゃられるように、今後、西九州ルートが開通した後の話ということではなくて、今現在の長崎本線の利活用、沿線自治体の活性化というようなことも一つ議題に上がっているながら協議をしているということで、先ほど申し上げましたグルメ列車の運行だったり、観光列車だったりというようなことも協議の一つということでお話し合いをしているようなところと思っております。

それと、今現在の長崎本線をというような御提案かと思えますけれども、議員御存じのように、平成19年に3者合意ということで、経営分離せず上下分離方式により新幹線の工事に入るということ、また、平成28年には6者合意ということで、特急を14本というようなことで、普通列車については現行どおりということで合意がなされました。この合意の中には鹿島市は入っておりません。そういった立場から、現在は新幹線開通後の長崎本線をどのように利活用していくか、利便性のよいものにしていくかということを考えながら、その合意の当事者である佐賀県とJR等にそういったことを要望していくというのをスタンスとしておるところでございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

3者合意だとか6者合意だとかいろいろありましたが、私は新幹線の建設が予定どおりに進んでいっている状況の場合の問題だと思うんですね。今のよう形になって、本当に佐賀県自体もだまされたような形になっていっている中で、それもまだ私は変わっていく可能性も出てきてしかりだと思うんですよ。だから、何度も同じことを申し上げますが、今の時点での長崎本線の活用云々ということで話し合いをしておりますということですが、これはもう絶対、話されたときはどがんなっこんせんばいかんということが前提にあると言っても言い過ぎではないと私は思う。

だから、今私たちがどうしてもせんといかんのは、ディーゼルにならないで、今のままで何とか残そう、そして、長崎本線を盛り上げていこうと、協議会の中ではそういうのが今重点的に語られてもおかしくないし、語っていかなくちゃいけないことだし、特に考えてみま

せんか。

今回、例えば、新幹線長崎ルートができて観光客がよそからいらっしやる。じゃ、長崎までの道中を考えてみましょう。ほとんどトンネルですよ。ところが、こっち、今、長崎本線はすごいですね。有明海もきれいですし、ミカンのなるころはあの山の美しさ、本当に絵の中を走っていくような、そういうすばらしい長崎本線ですよ。そして、これまでフリーゲージトレイン、その他工事をやってきて、捨てた金もいっぱいあるわけですよ。そういう金を考えてみると、そこに私たちが目を向けるのではなくて、今の長崎本線をよりもっと皆さんが、地元の皆さんはもちろんですが、観光客の皆さんも含めて利用しやすいような、そういうのにしたらどうかという話し合いがあってもいいんじゃないかと私は思う。そのためには、例えば、今まで捨てたような金を使えば長崎本線の複線化なんてもっと簡単にできる問題だと思うんですよ。そういうふうな話をぜひ協議会の中で進めていってもらって、大事な私たちの足を守り、より発展させていくというような、そういうのが私は今どうしても必要だと思いますが、その辺についてはどうですか。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

結論から言いますと、同じことを何度もお答えした経験がございますけれども、やっぱりもうその試合は要は終わっているんですよ。鹿島市はおりたということがございましたから、その次のステップをどうするかということだと思います。

したがって、全て閉ざされた中で何をやっていきたいのか、また、もと一緒だった沿線の方々とは何が今改善できるかという議論をしているわけですし、お話を聞きますと、もう一回最初からやり直せという話にはほぼ近いと私は思います。それは鹿島として、あるいは委員としておっしゃるのは自由なんですけれども、それをやったら今まとまっている4者の連絡協議会もひょっとしたらまとまらないかもしれないということの懸念がありますから、議論は一部しているんですよ、そんな話もできないかと。ただ、そこまでは、もう行く時間は過ぎてしまったと、そう思っていたきたいと思います。

ただ、今言えることは、私たちは過去、自分でその当事者からおりましたので、知事が一生懸命JRと国と長崎に対して佐賀県の全体の発想を踏まえながら意見を言っております。それを我々は支持をするという立場が今のところとり得る最良の道ではないかと思っております。

ちょっとだけ、せつかくの御質問ですから、質問と少しずれますけれども、何でこんなことになったかということをお話しておきますと、長い経緯がございます。これが始まったのは昭和の時代からですから。だから、その中でもう御存じのこと、議論されたことは全部省略をしますと、意外と言われていない論点だけを御紹介しておきます。そうすると、なぜこう

なったかがおわかりだと思いますから。

まず、昭和60年に当時の国鉄、まだJRになる前からフル規格の提案が一回あって、有明海岸の沿線を中心として昭和61年に、当時、合併前の三田川、北茂安、上峰、千代田、神埼、三日月、牛津、北方の町が一緒になってフル規格に反対という議決がされております。昭和に入りましてから佐賀県知事、当時は井本さんなんですけど、スーパー特急方式を提案されております。

途中ずっと省略しまして、平成10年になってフリーゲージトレインという案が出されて、その試験車両が完成しているんですよ、走行試験を始めますよと。それで、平成13年に武雄市に対して国からスーパー方式でどうだいという協議がされて、JRも同意をいたしております。平成16年になりまして、フリーゲージでいきましょうという話になりまして、技術開発を推進して早期に実現するというので政府・与党との申し合わせが行われ、特に国土交通省の鉄道課長、彼は鹿島に何度も来たことがあると思いますけれども、ちょっと確認をいたしておりますが、責任を持ってフリーゲージを推進していくと、こういう発言をしています。

その後、さっきから話が出ていました3者基本合意、それから6者基本合意、途中は全部もう御承知だと思いますから省略いたします。鹿島はそれを受け入れたというか、もう反対をいたしませんという表明をしたわけですよ。そして、平成28年になって6者合意の後から少し潮目が変わりました、全体の流れが。

一生懸命フリーゲージの実験をやっていたけれども、平成29年7月、ちょうど2年前ちょっとですか、JR九州から与党の委員会にフリーゲージではちょっと無理ですよという話になりました。そこから少し話が変わってきたんですよ、混乱をしてきた。佐賀県としては、突然ハンドルを切られて、これまでの議論は吹っ飛んでしまったと、とても受け入れられないよと。私もそのことをお話ししていますけれども、ルートとか在来線の話、地域振興はどうするかという議論を吹っ飛ばして、フル規格だけが議論になってきた。ここで潮目が変わってしまったんですよ。フルという言葉だけで議論するのはおかしいじゃないか——これはずっと今の山口知事がおっしゃっているんで、その考え方を支持すると、しっかり議論をしていただきたいと。

その中で、例えば、地域振興とか在来線の扱いというのは常々言われているし、私も県の会合でその発言をいたしました。そこではお話をするのはいいですけども、今さっき言いました連絡会の中では、その議論をそこまでいくのはまだちょっと入り切れていないと思います。なぜかという、フル規格だけが公表されて、どこを通るか、在来線はどうするんだ、どのルートを通るのかとか何も明らかにしないで総論だけやっているということなので、今の議論を頭に置きながらも、その会合で言うのは少し我々としてはちゅうちょしている。というよりも、そうしたら、せつかくまとまって同じことを言おうねと言っている会合の中

で少し外されるかもしれないと。

一回言ったことがありましたっけね、鹿島はわがまま論を言われていますよということがありましたので、それは我々は注意をしながら、みんなと一緒に歩いていかないといけないと、そういうふうに思っています。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、市長のほうからいろいろ過去のことを言ってもらいましたが、市長がいつもおっしゃるのは、みずから手を引いたようにおっしゃるんですよ。もう終わっているんだと。あのころのことはあなたはここにいらっしゃらなかったから御存じないと思いますが、みずから手を引いたと言われたら心外ですよ。これはあの古川前知事と一部の政治家が無理やりにしたんでしょうが、それはもうはっきりしているじゃないですか。そこでずっと押し込まれてきたんですよ。鹿島市民のほとんどが長崎本線を守ろうということで一丸となって頑張っていた。最終的にはそういう形だったんですよ。

鹿島から行った代表の人が、あたかも本当にそういう気持ちでやられたかのような写真が翌日ばんと新聞に載りましたが、あれを見て、そこまで引っ張って行って動かした人を本当に攻撃したいですよ、ああいうやり方をした人を。そのことで鹿島市はこういう状況になったんですよ。

だから、例えば、私たちとしては、その協議会の中ではそういうことを言えないなら、鹿島市民としては、やっぱりそのところで今の長崎本線を守っていかうじゃないかと、もとのような形で一緒にやろうじゃないかと、そのことは私は目の前に置いて取り組んでいってしかりだと思っんですよ。何度も言いますが、鹿島市がみずから手をおろしたんじゃないんですよ。それをさせられたんですよ。誰もが知っていると思っんですよ。あなたはそのときは東京にいらしたと思っんですよ。それをいろいろ言いませんが。だから、あなたはJRに行っって、中央に行っっても、鹿島はみずから手ばおろしたと言わっるっっていつかと言っいんしやっただけど、本当にそうなら、そがんじやなかとばいと弁明してくれていいわけですよ。それができないでしよ、実態がわからないから。

そういうことで、本当に鹿島市民の足を守る、長崎本線を守るということを、先頭に立つことはできないけど、ぜひ態度を変えて私はしていただきたい。皆さんに聞いてみんんですか、これは鹿島市の人だけやないですよ、太良に行っっても、浜に行っっても、山口のほうに行っっても、今のまま置ってもらいたかという声がいっぱいありますよ。それをここまで押しつけられて言えないでいるわけですよ。そうですよ。

それから、国土交通省なんかも私も7月に行きましたが、この問題については全く無責任ですよ、答弁のやり方も。本当に許せないですよ。本当にあんなたちは地元、国民の足を

守るということをおかつつかとどなりたくなるくらいの答弁しかしませんよ。そういう状況です。何度言っても平行線になると思いますが、ぜひそういう立場でこの長崎本線を、せめて新幹線が完全に、ここは大丈夫ばいと言うまでも、この長崎本線をしっかり守って、今の状況で守ると。ディーゼルで特急が来ますからと、ディーゼルでガタゴト来たけんというて今の状況と違うわけですよ。その辺をぜひ私はお願いして、あと答弁要りません。ぜひそういう立場で皆さんも取り組んでいただきたいし、していただけるものだと私は信じたいと思います。

じゃ、次、ちょっと前後になりましたが、防犯カメラの問題です。

先ほど御答弁をいただきました。さっきの御答弁を聞きますと、地域からつけんといかんという声が出ているけど、地域からというより、やっぱり行政として防犯協会も含めて、そういう形での取り組みをなさっていただくものだと私は受けとめました。

ただ、これがちゃんとした決まりができるまでとか、いろんなことをしよつたら遅いわけですよ。だから、鹿島市としてやっぱり早くとりあえず——全地区にはできないかもわかりませんが、一応モデルケースとしてどこかの地域、特に鹿島地区区長会からもその要請が出ていますし、自分たちもすぐせんといかんというような、そういうお気持ちは非常に強くお持ちになっていますので、まずその辺からでも取り組んでいくということをぜひお願いしたいと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

ただいまの御質問についてお答えをいたします。

鹿島地区の区長会の高八会含めてと思いますけれども、正式に要望書というのは上がっていませんけれども、そのような話があっているというのは、松尾議員やほかの方々からも聞き及んでいるところでございます。

防犯カメラ設置につきましては、先ほど私の答弁の中にもあったんですが、ちょっといろいろ課題も多いんですが、今後、制度設計や予算措置、そして事業主体とか、あるいはデータの管理問題もございますので、この設置の同意の取得等もあると思います、プライバシー関係もございますので。こういうさまざまな課題もございますので、クリアすべき課題はどのようなものがあるかというのを含めながら、通学路の点検箇所とあわせて設置については検討を行政としてもやる必要があるというふうに判断を現状いたしております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

区長会から直接は出ていないということですが、私たちがそれを受けたような形で今申し上げているんですね。だから、もういろいろ言いませんけど、結論を言いますと、各部落、各区につけさせるじゃなくて、先ほどから申しましたように、防犯協会を含めて公的な形で取り組むというふうに理解していいでしょうか、そのところだけ。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

地元だけとか、行政だけとかやなくて、先ほど御答弁したと思いますけれども、あくまでも一体となって行政と地元と、あと、その他関係する防犯関係の団体等がございますけれども、複合的な形で全国的に課題になっておるんですけれども、防犯カメラの設置関係については鹿島市としても早急に検討を行っていききたいということで御理解いただきたいと思いません。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

何度も言いたくありませんが、私は地域につけさせるんじゃないで、もちろん一体となって取り組まんといかんですよ。財政的な問題がありますからね、その辺は地区に財政負担をさせない。一番は子供たちの安全を守るのは鹿島市としての責任ですよ。そういう立場から、ぜひ取り組んでいただくものだとは私は信じて、答弁はいたしません。

じゃ、次に行きたいと思いますが、保育料金の無償化の問題です。先ほど、いとも簡単にお答えいただきましたが。

次にお尋ねをしたいと思いますが、結局このことがされると一人一人に新たに請求書を出して副食費の請求をせんといかんわけですね。これは恐らくそこそこで、誰でも一律だということでもないと思いましたが、また、免除者も出てくるんじゃないかと思いますが、その事務を扱うところは非常に複雑な対応が求められてくると思いますが、そういう請求とか、説明とか、管理などが新たに保育所及び保育士さん、この方たちにのしかかってくるわけですね。今でも保育士さんなんて本当に忙しくされていますよ。保育園も大変です。そういうときに、そういう仕事さがさらに上乘せされるということになりますと、長時間労働だとか過密労働がふえることは私は絶対避けられないと思いますが、そういう件についてはどのようにお考えですか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

今回の副食費の徴収事務というのが新たに園のほうに発生するというので、園の職員さんの負担がふえるということになるとは考えております。ただ、市としてもそういった業務量の増加ということはあるというふうな認識をしております。保育士さんあたりについても、やはり負担がふえるのではないかとといったことも考えております。

そこで、市としてどういったことができるのかなということになりますけれども、確かに保育士さんあたりの負担軽減のためには人を新たに雇うということが一つの解決策としてはあるのではないかと考えております。今回の保育料の無償化に伴ってということではないんですけれども、もともと保育士さんの負担軽減のために市としても保育の補助をする方の雇い上げをしたりする場合の補助金とか、保育の周辺業務ですね、そこら辺に対して人を雇う場合の補助事業なども設けておりますので、そういったことを活用していただいて園の職員の負担軽減を図っていただければというふうには考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私はそういう制度があることは知らんでおりましたけど、ぜひそれを生かして軽減ができるような対応をしていただきたいと思います。

今回一番大きな問題は、副食費を払わんといかんということ。お尋ねをしたいと思います。例えば、副食費を払わんといかんけど、この副食費が滞納になる、それがかさばっていく、そういうことになりますと、その子供たちはどういう対応になるんですか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

仮に副食費を滞納された御家庭の子供さんがいる場合ということなんですけれども、その御家庭で滞納をしたから即、園を退所しなければならないとかということはないので、そこら辺の心配については必要ないのかなとは思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、お尋ねをしたいと思います。私は滞納は出てくる可能性は大いにあると思う

んです。それは、今まで保育料金の滞納というのが非常に多いですね。それを考えますと、やっぱり給食費の滞納というのも出てくると思うんですが、そういう問題があることが目に見えていますので、今では全国の自治体で保育園の副食費の補助金が広がっていますね、既に御存じだと思いますが。

例えば、ここにいろんな調査がありますが、100を超える自治体が補助金を出しているとか、補助金というのは、市が出している副食費の無償化ですね。秋田県なんかは半数以上だと出ていますが。それから、全国の自治体、県庁所在地ですか、その自治体の調査をしても多くの自治体が国以上の補助金を出すというような、そういう実態がたびたび報道されております。

私はそういうことを考えるときに、滞納が出るのは目に見えている、これまでの保育料の滞納だってあるわけですからね。だから、そういうことがないように、私はぜひ鹿島市としても副食費を無償にする。今まで保育料金のために幾らのお金を鹿島市独自に出していましたか、保育料金関係で。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

保育料金を幾ら出していたかという御質問やった……（「保育所運営費というんですか」と呼ぶ者あり）保育所運営費ですね。

保育所等の施設のほうに給付する金額ですけれども、平成30年度で申し上げますと、1,470,000千円程度になるということでございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

1,470,000千円ということで、そのうちの幾らかはまた出さんといかんとと思いますが、今回の制度の改正で、その中から要らなくなる金もあるわけでしょう。だから、そういうのを生かしながらとか、またそうじゃなくても、私はぜひ鹿島市でもこの給食費、副食費の無償化の取り組みをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

副食費の無償化への取り組みということでございます。

先ほど松尾議員のほうからは、滞納がふえるのではないかという御心配をいただきました。ただ、私どもの見方としては少し違っておりまして、確かに今、保育料は滞納しております。それは事実でございますが、今回無償化になるに当たり、私どものほうで何園か既に副食費

を実費徴収されている認定こども園とか幼稚園のほうに聞き取りをさせていただきましたが、私たちが聞き取りをした、5園ほどあったんですが、その中では、実際は滞納という方はいらっしゃるらないというようなことを聞いております。やはり保護者の方と非常に近い関係にあるので、どちらかという市が徴収するよりか保育所等が徴収したほうが徴収率は上がるのではないかというふうな認識を私どもは改めてしたところでございます。

それで、今回無償化にというようなお話ですけれども、議案審議の際に私、免除されない方について試算した場合、約24,000千円ほどの金額がかかるというふうに申し上げましたが、これにつきましては、本日から保育料の負担軽減というものがなされて、さらに年収の3,600千円未満相当世帯においては、この副食費まで免除するというような措置がなされておりますので、現段階において副食費の無償化に取り組むという予定はございません。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

甘いですよ。滞納なんて近くなるからないだろうなんて、甘い考えだと思いますよ。保育料金が今まで滞納されてきた分もある。それで本当に、保育料金より少のう納めてよかけん、それは滞納なかばいと。それはお金を持った人の言うことですよ。本当に皆さんがどういう苦勞をしながら働いて保育料金を今まで払ってこられたのか。滞納したくなくてもしょうがない、滞納しなくちゃできなかったというのものもある。そういう中で滞納額もふえてきたというのものもあるんですよ。そういう面を言いますと、絶対滞納がないとは言えない。それは滞納がふえるとも言えないかもわかりませんよね。しかし、もう目に見えている。そういう心配が全国の自治体でもあるので、だんだんそれを無償化する自治体がふえてきているわけです。

鹿島の子供たち、どうして少子化対策をしようとか、いろんなものを字面だけではきれいなことを言っていますが、日々子供たちを安心して育てられる、学校にやれる、保育園にやれるような対応をしてこそ、本当に少子化対策ですよ。一番の問題はお金なんですよ。金がないと子供も産めない、育てられないというのが今の現状なんですよ。本当に500円、1千円の金を持たせてやれないときもあるわけです。そういう中で、こういう時代、特に食事の問題もありますよ。今はそういうお答えですが、もう少し実態を調べて、私はこれはぜひそういう方向で取り組んでいただきたいと思います。あと2分あります、市長、このことについてお考えをお聞かせください。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

今度の無償化というのを少し皆さん誤解している向きもあって、無償化になるのは保育料の部分、今回の部分ね、それはお聞きになっている市民の皆さん、あれ、全部じゃなかったねという話かもしれませんが。今、副食費とか、それから、バスなんかを運行している経費とか、おやつがならないと。もともとそれは今お支払いをいただいている金なんですよ。圧倒的な額が保育料として無償になると。そこからまず幼児教育の無償化が始まると、そういうふうにお考えいただきたいと思います。

今、課長が言っておりましたとおり、残りの部分については、ある意味では今後どういふふうになるのか、負担するのがおかしいという議論ではなくて、そこから始まっていると、そういうふうにお考えをいただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

一部はこういうふうだからということかも知れませんが、やっぱり子供たちをどうして安心して育てていけるかという、こういう状況になったわけですから、そこでやっぱり新たに考えんといかんし、進んだ自治体ではそれを問題だと思えばこそ取り組みが進んでいるわけですよ。特に今の政府は、高齢者、それから少子化というのは国の一番大きな問題だと、そういうことを言われている部分もありますよね。そういう中で、今回、少子化対策として位置づけられたわけですけど、これをこういう形でせつかくやるにもかかわらず、中途半端なやり方、まだみんなが理解もできないようなやり方で押しつけていると。本当に私は許せないと思うんですよ。そして、これが消費税の増税分で賄うなんて、そんな本当に国民をばかにしたやり方はないと思うんですよ。

だから、私は今回、まだこの制度については十分わからない分もありますよ。裏の裏がたくさんあるようです。だから、これは議案審議のときも言いましたけど、もっと内容をちゃんと整理をして、そして取り組むべきだったんじゃないかと議案審議のときに反対をしましたが、この問題、これから大きな問題が今から出てくるんですよ。ですから、そういうことを置きながら、ぜひ皆さんが本当に安心できるような制度になるように市が努力をしていただくことをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（角田一美君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。2時から再開します。

午後1時50分 休憩

午後2時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番杉原元博議員。

ここで申し上げます。杉原元博議員の一般質問で、議場モニター映像の使用を許可します。

#### ○4番（杉原元博君）

皆さんこんにちは。4番議員杉原元博でございます。

8月27日、28日を中心に、九州北部、とりわけ佐賀県を中心に襲いました猛烈な豪雨により、近隣市町の武雄市、大町町、白石町を初め、多久市や小城市など、各地で大きな爪跡を残しました。このたびの豪雨災害においてとうとい命を落とされた方々もおられますことに、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。そして、被災地の一日も早い復旧復興を心から願っております。

また、つい先日、9月22日も台風17号が通過し、近年にない強い風が吹き、倒木による被害が市内各地でありました。幸い人的な被害はありませんでしたが、近年の自然災害は、地震や豪雨、台風など、姿や形を変え、容赦なく私たちを襲い、ふだんの日常生活を一瞬にして奪っていきます。日ごろからの自然災害に対する備えの大切さを改めて認識するとともに、当たり前の生活を送れていることに日々感謝を忘れず過ごしてまいりたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。今回は大きく3項目について質問をいたします。

1点目は鹿島市の多胎児支援についてです。

佐賀県ではことし5月、多胎児支援のネットワークさが多胎ネットが発足し、多胎児の妊娠から出産、育児までを切れ目なく支えるため、行政や専門家で連携する仕組みづくりをしています。専門家や多胎児を持つ弁護士の方は、多胎児の親を取り巻く育児環境の厳しさ、双子や三つ子など多胎児の育児は主にゼロから3歳の時期に通常よりも大きな負担が母親にかかることを強調されています。

最初に、鹿島市における就学前6歳児までの多胎児家庭の世帯についてお聞きをいたします。

あわせて、双子や三つ子がどのくらいおられ、子育て世代を中心に現状をどのように把握をされているのか、お尋ねをいたします。

2点目は食品ロス削減対策について質問をしております。

実は2016年12月議会でも、同様の食品ロス削減について質問をしています。今回は食品ロス削減推進法が本年5月24日の参議院本会議で全会一致で可決された点を踏まえ、再度何か質問をしております。

食品ロス削減推進法の法案成立に至るまでには公明党参議院議員の竹谷とし子さん、河野義博さん、全国フードバンク推進協議会の事務局長米山広明さんなど、多くの方の努力があったと伺っております。

まず初めに、食品ロスが問題になっている点について、行政としての見解、どのように問

題意識として捉えているのか、お聞きをいたします。

3点目は放課後児童クラブ支援について質問をしております。

文教厚生産業委員会の8名で本年7月9日午後2時30分より、鹿島小学校と古枝小学校にそれぞれ4名ずつに分かれて視察及び意見交換会を行いました。その際に、支援員さんから御要望、御意見を賜りましたので、その中から何点か質問をしております。

後日、勝屋議員からもこの件について質問をされる予定ですので、多少重複する点があるかもしれませんが、答弁をよろしくお願いたします。

現在、鹿島市内の小学校には16教室の放課後児童クラブがあり、全体の定員は515名で、入部している児童は現在463名、待機児童数はゼロといった状況です。

最初に、管轄の福祉課として放課後児童クラブの現状の問題点をどのように捉えているのか、お聞きをいたします。

以上で最初の総括質問を終わります。その後、一問一答で質問をしております。

**○議長（角田一美君）**

執行部の答弁を求めます。中村保険健康課長。

**○保険健康課長（中村祐介君）**

それでは、保険健康課のほうからは、双子、三つ子など多胎児家庭の鹿島市における世帯数という御質問にお答えしたいと思います。

令和元年9月17日現在、就学前までの双子がいる世帯は17世帯であります。同じく就学前の三つ子以上がいる世帯はございません。

年齢の内訳ですが、6歳児の双子が3組、5歳児の双子が5組、4歳児はゼロ組、3歳児は2組、2歳児は4組、1歳児は3組、ゼロ歳児はゼロ組で、合計17組、17世帯であります。

また、鹿島市が多胎児の世帯を把握する機会といたしましては、保健センターでの母子健康手帳交付であります。ことし4月に開設をいたしました子育て総合相談センターでは、多胎児の妊娠届け出に基づきまして、多胎家庭であれば、支援の対象として支援プランを作成して戸別訪問を行っております。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

田代環境下水道課長。

**○環境下水道課長（田代 章君）**

私のほうからは食品ロス削減対策につきまして御答弁をいたします。

日本では年間2,759万トンの食品廃棄物が出されております。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは643万トンと推計をされています。これは1人1日138グラム、茶わんにして1杯分、それが無駄に廃棄されている計算となります。この量は世界の食品援助量の約2倍に上り、食品の大半を輸入に頼っている我が国にとって、大量

の食料廃棄は資源の無駄遣いであると言わざるを得ません。

鹿島市につきましても、一般家庭における食品ロスの原因といたしましては、食べ残しや、賞味期限、あるいは消費期限切れによる廃棄が考えられます。また、食品関連事業者では製造工程で発生する規格外品の廃棄、あるいは包装の印字ミスや、クリスマス、あるいはハロウィンなど季節限定品の廃棄などが挙げられます。

このような食品ロスを削減するためには、ごみ減量化を推進する側面からも、買い過ぎずに使い切る、食べ切ること、消費期限と賞味期限の違いを理解すること、あるいは外食での食べ残しを防ぐために、ボリュームや食べられない材料を確認する、これらのことが必要であるというふうに考えております。

**○議長（角田一美君）**

染川福祉課長。

**○福祉課長（染川康輔君）**

私のほうからは3項目めの放課後児童クラブ支援について、放課後児童クラブの現状の問題点をどのように捉えているのかについてお答えいたします。

本市の放課後児童クラブの問題ですが、少子化が進展する中、保護者の就労等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数はここ3年を比較しても増加している状況にあります。昨年度までは明倫小学校において4年生以上のクラブへの受け入れができない状態、いわゆる待機児童が発生しておりました。今年度になり、明倫小学校に1クラブ増設し、何とか4年生以上を受け入れることができるようになりました。待機児童については何とか収束できたものの、今度はクラブ数をふやすことでそこで勤務いただく支援員の確保ということが目下の問題点と捉えております。

他の自治体においても放課後児童クラブの支援員不足は課題であり、支援員の確保に関しては新たな地域間競争となりつつあります。放課後児童クラブの利用児童の増加に対応するため、新たに実施する場所や施設を確保することができたとしても、クラブを運営する支援員がいなければ、再び待機児童を発生させることとなります。

本市の放課後児童クラブの現状の問題点としては、以上申し上げたようなことが挙げられると考えております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

それでは、最初の質問項目であります鹿島市の多胎児支援について一問一答で質問してまいります。

就学前6歳児までの双子を持つ世帯、鹿島市で17世帯との答弁でございました。双子や三

つ子など多胎児家庭の支援に取り組む日本多胎支援協会の全国フォーラムが本年6月30日、佐賀市で開催をされております。県の内外から約200人が参加をされ、その中で双子の男の子の母親である弁護士の方が自分自身の体験も交えて講演され、その中で、誰かが助ければ、多胎児家庭の虐待はなくせると、家族や行政、地域が一体となって助ける体制整備が急務だと訴えておられました。

また、専門家によると、多胎児の育児は1人が泣きやんでも、すぐにもう一人が泣き出す、双子なら1日16回、仮に三つ子なら24回の授乳が必要で、哺乳瓶などの洗い物も単胎の2倍、3倍以上に、また、夜泣きも交互に続くため、いつも睡眠不足の状態です。精神的に余裕がなくなり、不安感が深まっていくといます。また、買い物など外出をしたくても、双子や三つ子を連れて行くには母親一人では人手が足りず、外出自体を控えるようになり、社会的に孤立してしまう人も少なくないようです。

鹿島市では、この多胎児を持つ保護者、親からの相談件数、相談内容について、まず、お尋ねをいたします。

**○議長（角田一美君）**

中村保険健康課長。

**○保険健康課長（中村祐介君）**

お答えいたします。

議員がおっしゃるように、多胎児の育児は1人の子供に比べて、双子なら2倍以上、三つ子なら3倍以上の育児負担をしていると言われております。

子育て総合相談センターでは、支援の対象を判定する基準であります養育支援スクリーニング基準というものがあありますけれども、こちらの基準に基づきまして多胎児の場合は支援プランを作成することになっております。産前産後に保健師が御家庭に訪問を行いまして、妊娠期及び産後の経過観察及び相談業務を行っております。

また、保健センターでの2カ月児相談、それから、4カ月児健診、赤ちゃん相談等におきましても相談業務を行っており、これらを含めた相談件数といたしましては、令和元年9月17日現在、今年度につきましては相談件数が20件、あと保健師の訪問が2件となっております。

ちなみに、平成30年度は相談件数が29件、訪問が8件でございます。平成29年度は相談16件、訪問が4件となっております。いずれも延べ数です。

また、「かたらい」の子育て支援センターでも相談業務が行われております。多胎児家庭の相談件数といたしましては、今年度が相談1件でございます。平成30年度が相談4件、平成29年度は同じく相談4件となっております。

次に、その相談内容でございますが、赤ちゃんの発育に関する事、それから、言葉の発声状況など、ほとんどが通常御相談いただく内容と同じであります。ただ、多胎児特有の相

談といたしましては、外出時に1人では対応ができないとか、双子がいるために双子以外の子供の予防接種や健診に行くことができない、また、市内に同じ双子を持った方がいないか教えてほしい、情報交換をしたいというような相談内容が寄せられております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

わかりました。

先ほど申しあげました日本多胎支援協会全国フォーラムの講演の中で、多胎児を育てる大変さは周囲にはなかなか理解されにくく、その負担の重さから虐待のリスクも高まると指摘をされております。多胎児の妊娠や育児を地域で応援し、親を孤立させない支援が必要と語っておられます。

行政や地域がもっと寄り添って支援していく体制づくりが必要だと思いますが、多胎児の親を取り巻く育児環境についての認識、それと鹿島における多胎児支援についてお尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えをいたします。

多胎児を持つ御家庭には、身体的にも精神的にも大変な負担がかかっております。議員おっしゃるように、出産後は授乳と泣き続けることへの対応でほとんど睡眠時間がとれないというような状態になることもありまして、周囲から十分なサポートがなければ、産後鬱などにつながる可能性もございます。夫婦間での協力関係はもちろんのこと、祖父母とか周りの人の理解、支援が必要となります。

お母さんに対しましては、強い不安を和らげるためにも、まず、妊娠中から多胎児の妊娠とか、出産、育児における知識を持っていただくこと、それから、周囲の方々に対しても妊娠中から協力などの働きかけを行うことなどを呼びかけております。また、妊娠中から継続的に行政や医療機関が寄り寄って困難の度合いによって支援を行うことも重要であります。

次に、鹿島市における多胎児支援の内容でございますが、多胎児のお母さんたちには、「かたらい」の子育て支援センターで作成をされました「多胎児のしおり」、（現物を示す）こういったしおりになりますけれども、母子健康手帳交付時に配付をしております。

この冊子には妊娠中の過ごし方、妊娠中のさまざまなリスク、それから、体調管理に関すること、また、育児の心構え、予防接種のこととか家事の工夫、それから、相談窓口などが記してあります。

さらに、子育て総合相談センターでは、産前産後サポート事業といたしまして、妊娠時から多胎児家庭への保健師が訪問を行ってかかわり合いを持っております。また、困難の度合いによりまして保健師が継続して支援をしていきます。また、どうしても子育ての環境が整わない場合は、子育て支援センターのファミリーサポート事業の御利用もお勧めしているところでもあります。

さらに、佐賀県の事業では、多胎児の妊娠、育児を行う御家庭に対しまして、ふたご・みつご子育て支援事業ということで、タクシーの利用券の助成が行われております。出産予定日から18カ月後の月末まで使用できることになっておりまして、1回のみでの交付でありますけれども、20千円相当分のタクシー利用券が助成をされているところでもあります。申請の受け付けは母子健康手帳交付時に鹿島市保健センターで受け付けております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今詳しく答弁をいただきました。

1つ、以前に多胎児を持つ保護者、親からの相談でこういったことを聞いております。上の子の後に双子ができた。上の子は既に保育園に通い、お友達とか園にととてもなじんでいる。自分は双子の子育てのため、やむを得ず仕事をやめ、子育てに専念することとなった。上の子は親が仕事をしていない理由で園に通えないと言われたが、双子の子育ての大変な状況や上の子の保育園になじんでいる様子などのことを考えると、とても納得できないとの内容でした。

子育ては当事者にしかわからないことも多くて、とてもマニュアルどおりにはいかないと思いますが、このようなケースが今後もあるかと思えます。多胎児支援、多胎児の親を取り巻く環境について、もっと寄り添う必要があるのではないかと思います。見解をお尋ねいたします。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えいたします。

今の相談のことなんですけれども、国の子ども・子育て支援法施行規則第1条で保育の必要性の認定理由が規定をされております。認定理由として、就労、妊娠、出産、育児休業などが掲げられているところがございます。残念ながら、現在、保育の必要性の認定理由の中に多胎児の育児という項目はございません。当時、相談を受けた中で、国の規定に該当する理由ではないという考えから、従来どおりの保育認定が受けられなかったものではないかと

考えております。

確かに多胎児の子育ての大変さというものは察するに余りありますけれども、現行ルールの中でも、例えば、上の子が3歳以上であれば、1号の教育認定を受けて、幼稚園や認定こども園に通えたり、毎日ではありませんけれども、保育所の一時預かり、あと、子育て支援センターで行っているファミリーサポートセンター事業などの制度がございますので、今後、相談等あれば、利用できる制度をアドバイスしたりして多胎児の子育てを支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

いろいろとケース・バイ・ケースであると思うんですが、やはり当事者にしっかり寄り添っていただいて、御本人様、あるいは御家族の負担が少しでも心の負担が軽くなるようにしてあげられるように、行政としてしっかり寄り添って支援、また、アドバイスを今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で1項目めの質問は終わります。

次に、2項目めの質問であります食品ロス削減対策について、一問一答で質問をまいります。

〔映像モニターにより質問〕

この画像が本年2月に62万人分を超える食品ロス削減要望の署名を菅官房長官に提出しているときの写真であります。中央、菅官房長官に向かって左側が公明党の竹谷とし子参議院議員、向かって右側が河野義博参議院議員です。環境対策にも力を入れている公明党の中で、この両名は食品ロス削減に中心的な役割を果たしてきました。

食品ロス削減推進法が成立したことにより、まだ食べられる食品を子供食堂へ提供しやすくなり、廃棄されようとする食品が今後有効に活用されやすくなります。

最初に、鹿島市の子供食堂について、市民の方でも余りなじみのない方もおられると思いますので、お尋ねをいたします。

子供食堂のこれまでの利用状況についてと、この食品ロス削減推進法の成立を受けて、今後、鹿島市の子供食堂がどのように変わっていくと思われるのか、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

まず最初に、子供食堂について御説明いたします。

子供食堂とは、地域住民や自治体を中心となり、無料、または低価格帯で子供たちに食事を提供するコミュニティーの場であります。昨年、全国で約2,200カ所の子供食堂があると推測されておりましたが、ことし6月の調査では3,700カ所に急速に拡大している状況であります。

子供食堂の一番のメリットは、手づくりで温かい食事が格安で食べられることです。また、アットホームな雰囲気を楽しみながら食事をとることができるほか、子育てを相談することができる親同士のコミュニティーも生まれるなど、子供だけでなく、子供を育てる親たちにとっても食事をしながらコミュニケーションをとれる場としても定着をしております。

鹿島市で行われている子供食堂について御説明をいたします。

鹿島市では福祉作業の一環といたしまして、昨年9月ごろより取り組まれております。11時から14時までの営業時間となっておりますが、食材がなくなり次第閉店されるということですので、食品ロスがゼロになるかと思っております。

今後も引き続き事業を展開していきたいということですので、広く御利用していただきたいと思っております。

また、本日施行されました食品ロス削減推進法により、この事業が拡大されるものというふうに私どものほうは期待をしておるところでございます。

**○議長（角田一美君）**

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

今答弁いただいて、この子供食堂は昨年が全国で2,200カ所だったのが、ことし、この1年間で3,700カ所ということで、約1.7倍近くふえて急速に拡大をしているとのことでした。

鹿島市の子供食堂は、たしか第2土曜日にそこの市民食堂で行われていると思いますが、昨年の取り組み開始から利用者の数と利用者の年齢層とといいますか、何歳ぐらいまで、あるいは親子連れとか、その辺のところについて答弁をお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

田代環境下水道課長。

**○環境下水道課長（田代 章君）**

お答えをいたします。

営業時間につきましては先ほど議員がおっしゃっていただきましたけれども、毎月第2土曜日ということで、営業時間が11時からということです。

それと、来客の状況でございますが、1日平均60名程度ということをお伺いしております。これにつきましては年間の変動は特には見当たらないということですが、やはり天候

状況に左右されるということでありました。

それと、ここを利用される客層であります、さまざまな方々に利用されているということでもあります、当然、家族連れの親子の方、それと、子供さんのみで来店される方、あるいは高齢者が利用されるケースもあるということで、幅広い世代が御利用になっているというふうに思っております。

それと、質問の項目ではなかったんですけども、メニューですが、これは子供食堂でありますので、子供さんが好まれるような食材というか、メニューを考えて提供しているということでございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

大体1日平均で60名程度が利用されているというふうなことでございましたが、60名となると、一遍にはあの場所には入らないから、恐らく二、三交代ぐらいされているのかなというふうな気がしておりますが、いずれにしても、また今後利用者もふえてくる可能性があるかと思えます。今まで以上に楽しいコミュニケーションの場として子供食堂が活用されることを願っております。その結果、この食品ロス削減にもつながっていくように望むところでございます。

続きまして、食料銀行を意味する社会福祉活動でもあるフードバンク活動について、今、ケーブルテレビをごらんになられている市民の皆様にもわかりやすいように答弁をお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

田代環境下水道課長。

**○環境下水道課長（田代 章君）**

お答えをいたします。

フードバンクとは食料銀行を意味する社会福祉活動となっております。包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、安全に食べられるのに流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体などに無償で提供する活動、あるいはその活動を行っている団体のことをいいます。

また、一般家庭にある食品を、学校や職場、グループなど、さまざまな機関、団体が拠点となって食品を集め、集まった食品をフードバンク団体や福祉団体等に寄附するフードドライブ、いわゆる家庭版のフードバンクの制度もあるようです。

受け取る側にとりましては、食費の節約、あるいは食の喜び、企業側にとっては、廃棄コストの削減効果、従業員の士気高揚効果などが期待をされております。

佐賀県内では2019年3月よりフードバンク活動団体が佐賀市で設立され、7月より活動が開始されております。また、市内でも一般家庭やコンビニなどからの協力を受けて、社会福祉協議会による食の提供や食品ロスの解消事業が行われております。

一方、課題といたしましては、保管場所や輸送コストの問題、あるいは消費期限による保管上の問題などが挙げられておるところです。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今このフードバンクを活用するということで、消費者、受益者側と提供する支援者のメリットについて伺いましたが、これは行政にとっても大きなメリットがあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

先ほどは受け取る側、企業側のメリットについて御紹介をいたしました。行政側のメリットも期待をされております。

まず1つ目は、食品ロスの削減に寄与するということであります。食品ロス削減により、環境負荷低減の効果も期待できます。また、ごみの排出減量化の効果も大いに期待されるということです。

次に2つ目ですが、財政負担が軽減されることであります。福祉施設への提供により、福祉予算が軽減されることになり、また、生ごみが減量化されることで処理費用が軽減されるという大きなメリットもあります。

最後ですけれども、3つ目は、地域の活性化が期待されるということです。ボランティアに参加してもらい、フードバンクのシステムを利用して地域を元気にすることで、行政と民間によるセーフティーネットが生まれる可能性が期待をされておるところです。

以上3つのメリットということで御紹介をいたします。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今、行政側からのメリットとして大きく3つの項目を答弁いただきましたので、非常に行政としてのメリットも大きいのではないかなというふうに思います。

次に、モニター、画像が出るとは思います。

〔映像モニターにより質問〕

このたび食品ロス削減推進法が成立したわけですが、そこで示された国民運動のポイントとして紹介をいたしますが、まずは政府や各自治体での施策としては、最初に政府が食品ロス削減の基本方針を策定します。そして、この基本方針を踏まえて、都道府県、また、市町村が削減推進計画を策定し、対策を実施するとしております。それから、消費者や事業者に対する普及啓発等、また、先ほど質問もいたしましたフードバンクの活動を支援していくということなどが自治体の施策と役割ということになります。それから、事業者、これは食品業界やコンビニ、スーパー、ドラッグストアなど食品を取り扱う小売店、また、飲食店など、事業者の責務としては、政府や自治体に協力し、削減へ積極的に取り組むとされております。また、私たち消費者の役割としては、食品の購入、また、調理方法を改善するなど、自主的に取り組むというふうになっております。

〔映像モニターにより質問〕

この10月1日、まさにきょうであります、一般的には消費税増税、あるいは幼児教育・保育の無償化ということが大きな話題とはなっておりますが、実は削減推進法を受けて10月1日から施行されることが閣議決定をしております。まさにきょう10月1日ということですが、この10月は食品ロス削減月間というふうになっております。そして、10月30日が食品ロス削減の日となりました。消費者庁や農林水産省、それから、環境省は、この推進法に基づいて今月の削減月間に理解と関心を深めるためのイベントの開催や削減に努める事業者の取り組み事例の公表など、普及、啓発に向けた事業を予定しているそうであります。

この食品ロス削減のために、宴席などで3010運動なども今全国的に広がりつつありますが、最後に、行政としての役割と鹿島市の今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

それでは、鹿島市における食品ロスの削減の対策ということで御説明したいと思います。

鹿島市における食品ロスの削減の取り組みといたしましては、まず、食品の買い過ぎ、飲食店での注文のし過ぎ、あるいは食品の期限表示に過敏になる過度の扇動思考など、食品ロスをつややす要因となる行動につつましてホームページのほうで御紹介をしております。

また、県のほうでは、飲食店利用客への食べ切りの呼びかけなど、食品ロス削減に協力、貢献する取り組みを行う店舗に対しまして、九州食べきり協力店という募集も行われております。

本市につきましては、引き続き3010運動ということで食品ロスの削減を推進していきたいというふうに考えております。

最後に、市内におけます食品販売店の食品ロス対策について御紹介をいたしておきます。

事業所によりまして多少の違いはありますが、まず最初に、地域イベントや天候によって適切な仕入れを行う、あるいは在庫の管理を行うということが一番大事ということでおっしゃってありました。

次に、賞味期限が近い商品、これにつきましては割引にて販売をする、あるいは従業員の方への販売ということで、食品ロスを削減するということで取り組まれているそうでございます。

市といたしましても、今後も、まず、ごみの減量化、これとあわせて食品ロスの削減に努めてまいりたいというふうに考えておるところです。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

国や自治体、そして事業者、さらに私たち消費者、それぞれの立場で協力し、連携してこの食品ロス削減に取り組んでいくことが今後ますます求められてくるのではないかなというふうに思っております。

それでは、3項目めの放課後児童クラブについて一問一答で質問をさせていただきます。

先ほど担当の福祉課に、最初の総括質問で放課後児童クラブの現状の問題点をどのように捉えているのかお聞きをいたしました。文教厚生産業委員会で7月9日、鹿島小学校と古枝小学校の放課後児童クラブへ視察をし、その中で支援員の方々と意見交換を行いました。その際に、さまざまな御要望や御意見を賜ることができました。

〔映像モニターにより質問〕

こちらの映像は鹿島小学校です。私ども委員会4名が鹿島小学校で意見交換会をしております。支援員さんとのいろんな要望、御意見等、やりとりの様子でございます。

こちらの映像が古枝小学校の放課後児童クラブでの委員と児童たちとの触れ合いの様子でございます。楽しく遊んだり、勉強したりとか、児童たちといろいろ触れ合いをして勉強を教えたりとかということも行いました。

それでは、この意見交換会の際、支援員さんから幾つかの御意見、御要望を賜っておりますので、その中から質問をさせていただきます。

まず、勤務時間についてであります。1時間前倒しで勤務できないかとの御要望がありました。現在は2時からの勤務であるけれども、児童が来るまでに1時間弱しかなく、準備などの仕事がどうも追いついていない。年間通して無理であれば、繁忙期の2月から6月までの5カ月間でもお願いしたいというふうな内容でございました。そして、報告書の記載も大変で、家で無給の作業をしているとのこともお聞きをいたしました。

この点についての見解もあわせてお願いいたします。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

支援員さんからのさまざまな要望ということで、最初に勤務時間と報告書の件についてお答えしたいと思います。

まず、勤務時間の1時間程度の前倒しに関しては、勤務の開始時間について各学校行事を把握しまして、下校時間が早まることが事前にわかっている場合は対応を行ってもらっております。また、各クラブ内の打ち合わせ等で必要な場合は午後2時前から出勤をしてもらうこともあります。当然ですが、この場合、超過勤務の対象となるということでございます。

御要望として、この場合、一律に1時間程度の前倒しを行うといった前提のようでございますけれども、試算をいたしますと、1時間前倒しになれば、全クラブで毎月1,000千円程度の賃金の増加が見込まれるところです。御要望で出ています2月から6月までとなれば、5カ月で5,000千円程度の財政負担増となるということでございます。限られた財源の中で、このことについては関係課と協議をしていきたいというふうに考えております。

次に、報告書の件ですけれども、報告書の種類としては毎日あるのが日誌ですね、1日の出来事や児童の出席の状況などを報告するものです。それから、児童の退室時の記録、それから、月1回程度あるのがクラブ通信の記事、勤務時間の報告、それから、児童に出したおやつなどの数の報告などございます。また、年2回程度あるのが避難訓練を実施する際の計画及びその実施報告。その他クラブへの調査があれば、その都度提出してもらっているところで

す。

この件に関しては、福祉課としては現在の就業時間内でも十分対応が可能であるというふうに考えておりますが、時間内に報告書を作成できない場合は超過勤務扱いとして、家に持って帰らずに施設内で作成するよう周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

日常の業務に支障を来すことがあってはいけませんので、各学校での状況や行事等を把握された上で、放課後児童クラブの健全な運営、育成のために、支援員さんたちとの十分な協議をぜひお願いしたいと思っております。

次に、処遇改善の面での御要望ですが、時給や交通費など福利厚生の中で他の市町と比較して安い、低い、社会的な責任が大きく、それに見合う対価ではないなどの御意見も上がっておりますが、このことについての見解をお伺いいたします。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

続きまして、処遇改善のお尋ねですが、来年度の賃金面、処遇面の改善については福祉課として検討をしていくというふうに考えておりますけれども、現在の支援員の身分としては、日々雇用職員ということで雇用をしているところでございます。

今回、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、来年度から新たな会計年度任用職員という制度が始まりますので、通勤手当の支給も含めて、新しい制度の中で検討できないかということを庁内の関係各課と連携をとりながら進めていく予定でございます。

現行制度の中においては、日々雇用職員として雇用しておりますので、なかなかほかの日々雇用職員と必要以上に差をつけるということが難しい側面がございます。それであっても、現在の支援員の賃金単価につきましては、職責を鑑みて、本市の事務補助の賃金単価より高い保育士の賃金単価をベースに設定しております。また、放課後児童支援員の資格を有する支援員についてはさらに1割程度上乗せをしているところです。それでも県内10市で比較しますと、賃金では5番目、玄海町を除く県内19市町で比較すると、10番目の高さというところです。これが前年度分で比較すると、佐賀市と嬉野市が賃金単価を今年度から上げておりますので、これがまさに支援員確保のための市町村間での競争となっているなというようなことが実情になっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

この一例なんですけど、隣の嬉野市と比較すると、時給の面で少し開きがあるようでございます。鹿島市に在住の方で他の市町の放課後児童クラブで支援員として働いておられる方もいらっしゃるようでございますが、この賃金面の改善となると、財源の問題も当然発生しますが、優秀な支援員の方ができるだけよそに出られることなく、市内の小中学校で働いていただけるように、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

それでは続いて、研修についての御意見でございます。

放課後児童クラブで仕事をしていくためには、児童の健全な育成のためにも、自身のスキルアップの必要性を非常に感じておられます。そのための研修費用が交通費も含めて自己負担が大きいので、公費でできないかと、そのようなお声もいただきました。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

次に、研修についてのお尋ねです。

スキルアップのための研修につきましては、福祉課としては基本的には無料の研修を勧めております。また、なるべく市の公用車を利用していただき、交通費が発生しないよう周知をしているところでございます。

ただし、放課後児童支援員の資格を取るための認定資格研修というものがございますけれども、その認定資格研修については負担金が発生しますが、その研修を受講することについて福祉課として推奨をしているところでございますし、予算も組んでいるところでございます。

この認定資格研修以外のスキルアップのための研修費用については、現在のところ各自負担ということではしているところです。

そのかわりといっはなんですけれども、毎月実施している支援員連絡会に外部の講師を招くなどして、クラブ内の問題解決や支援員のスキルアップを目指しているというところでございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

無料の研修を勧めているというふうなことでございますが、場合によっては、そんなに数多くはないと思うんですが、自分自身のスキルアップのために必要と思われるような研修があると、そういった場合の費用について事前に申請された上で協議をしていただければというふうに思っております。

それから次に、施設や設備面での御要望でございます。

1つは、クラブ内で使用する消耗品についてですが、年間の予算では足りていなくて、現状切り詰めてやっているとの声もいただいております。

それからもう一つが、室外で遊べる場所が狭くて、例えば、グラウンドでほかの児童が野球などをやっている場合にボールが飛んでくることもあり、危ないと思うときがある。この点についての見解をお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

染川福祉課長。

**○福祉課長（染川康輔君）**

施設、設備面ということでの御質問です。

まず、消耗品の件ですけれども、消耗品の年間予算では足りないと言われているということについては、日々節約をしていただいて限られた予算の中で有効に使用していただけているものと感謝を申し上げたいと思います。

その上で、福祉課として各クラブの予算を超えた場合の予備として、ある程度の予算を確

保しております。その予算につきましては各クラブ御相談をいただいた上、必要な消耗品の購入に対応したいというふうに考えております。

それからもう一点、小学校のグラウンドについてですけれども、グラウンドについては多くは放課後におきましては社会体育で使用される例が多いと思います。なかなか放課後児童クラブのみで専用して使用するという専用使用というのは難しい状況でございます。

子供たちにとってクラブの実施場所以外で遊びたいという気持ちは本当によくわかります。可能な限り体育館の使用を勧めるということで対応したいと思っておりますけれども、外遊びのためにグラウンド使用をされる場合は、ボールが飛んでこない位置に移動して遊ぶとか、社会体育団体とお互いに安全性の確保について配慮することなどが必要なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

何より児童の安心・安全が第一だと思っております。特に安全面、また、事故対策については、学校側との十分な協議が必要だと感じておりますので、最後に、学校との話し合いや連携も含めて、幼・保・小の連携についてお伺いをいたします。

また、保護者との話し合いやアンケートが必要ではとの御意見もありましたので、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

まず、幼・保・小の連携の御質問ですけれども、児童の安全・安心を図るためには、クラブに在籍する児童の行動面、生活面の傾向を把握する必要があるというふうに考えております。幼稚園や保育園等から提供いただいた行動面、生活面での情報については支援員の中で共有して、支援が必要な児童については幼稚園や保育園を訪問して担当保育士と情報をやりとりする機会を設けているところでございます。

また、各小学校とは年2回程度情報交換の場を設けております。その情報交換の場だけでなく、支援員が小学校の職員室を訪問して個別の児童についての相談を行うといったことも行っているところでございます。

それと、保護者との話し合いやアンケートが必要ではないかというような御質問ですけれども、支援員におきましては、保護者が児童を送迎される際、個別にやりとりをすることはあっても、多くの保護者と話し合う機会というのは余り多くありません。そのために、年2回程度ですけれども、生涯学習課と福祉課で放課後子どもプラン推進事業運営委員会を開催

しております。各小学校のPTA会長と放課後児童クラブ支援員と話し合う機会を設けているところがございます。この話し合いの中で各小学校のPTA会長から放課後児童クラブの児童を対象にした教室の開催とかプール当番に関する提案など、活発な意見交換が行われているところがございます。

また、アンケートが必要ではないかということでございますけれども、これは放課後児童クラブだけのアンケートではございませんが、ことし2月に子ども・子育て支援事業計画策定のため、市内在住の子育て世代を対象にアンケートを実施しております。そのアンケートの中で放課後児童クラブに関する事項もでございます。

まず、放課後をどのように過ごしているかという問いに対しては、1年生から6年生を対象にしていることもあり、自宅、クラブ活動、習い事、放課後児童クラブの順に多くなっているところです。

放課後児童クラブの利用日数では、低学年、高学年とも週5日利用が一番多い割合となっております。

放課後児童クラブに対する満足度については、91.7%の保護者の方が総合的には満足しているという結果が示されているところがございます。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

今、答弁いただいた中で各小学校と年2回程度情報交換の場を設けていますというようなことでしたが、年2回されているというのは大体いつごろ開催をされているのかということと、情報交換の場に参加されるのは各支援員さんと、それから小学校のほうからは全教職員が対象なのか、あるいは校長、教頭だけとか、特定の教員なのか、その辺のところも含めて、ちょっと答弁をお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

染川福祉課長。

**○福祉課長（染川康輔君）**

お答えします。

小学校との情報交換会ということでございますが、まず、開催する年月ですが、今年度、令和元年度につきましては、6月に各校1日設けていただいて開催をしております。それと、今月も各校1日、時間をつくっていただいて情報交換会を行うということになっております。

出席者につきましては、学校側が校長先生、教頭先生、クラス担任の先生、特別支援学級の担任の先生などとなっております。それから、福祉課のほうの出席者は担当の職員と、あと支援員が出席をしております。

情報交換会の内容なんですけれども、クラブの在籍児童についての情報交換ということになるということです。どちらかという、支援員のほうから児童の学校のクラスでの様子などをお尋ねされるというような形式のようです。学校側からは、なるべく学校とクラブで生活指導方法について違った方向であると、子供たちが戸惑うので、なるべく違いがないように支援の方法を一緒にしましょうというような提案などがされているということです。

そういった意味では、小学校との情報交換会につきましては情報共有という面で大切な機会であるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

それと、済みません、最後にもう一点ですね。放課後児童クラブに対する満足度については91.7%の保護者が満足されているということでおおむね満足されているのではないかなというふうに思いますが、保護者からの意見や要望についてはどのように対応されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

保護者からの御意見、御要望については機会あるごとに承っておりますけれども、1つ例を挙げて申し上げますと、先ほど申し上げた子ども・子育て支援ニーズ調査のアンケートの中でも幾つか項目ごとに御意見、御要望が出ております。その中で比較的やや不満とか、大変不満とかという回答が、他の項目と比較して高くなっているというのがありまして、それは1つが施設設備、それから、保護者への情報伝達という項目でございました。

ただ、他の項目と比較してやや不満とかということございまして、施設整備に関しても満足度では82.4%、保護者への情報伝達については89.8%ということで、8割から9割程度の保護者は満足をしているのではないかと考えております。

そうであっても、施設整備や保護者への情報伝達については他の項目より不満度が高いという結果ですので、今後課題としてできるものから取り組んでいきたいというふうに考えております。施設整備については、まずは実施計画に掲上して年次計画を組んで整備を図るということ。

それから、保護者への情報伝達については、児童のお迎えのときに保護者の方にきょうあった出来事をできるだけお伝えするとか、各児童に持たせている連絡帳に特にお伝えしたいこととして気になった項目に記入するよう支援員には周知をしまいたいと思います。また、緊急の連絡などは現在活用している、まちcomiメールを利用して迅速な情報発信

に努めてまいりたいと考えております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

わかりました。

以上で放課後児童クラブ支援員についての質問を終わります。

今回視察及び意見交換ができたのが鹿島小学校と古枝小学校の2校だったため、残りの北鹿島、明倫、能古見、浜、七浦小学校においても、少人数になるかもしれませんが、視察や訪問の機会を持っていければというふうに考えております。各小学校における放課後児童クラブの健全な運営と児童の育成にさらに力を注いでいき、バックアップを今後ともしてまいりたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。3時30分から再開します。

午後3時19分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

皆さんこんにちは。5番議員樋口作二でございます。

初めに、いずれの議員の方も申されましたけれども、例年になく多い大雨や台風により被災された皆様、そして、農地等の被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。これらの被害から一日も早く回復して日常の生活に戻られるよう祈念申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

鹿島市の基幹であります第1次産業、中でも農業につきましては今までも数多くの政策が実行され、支援もなされてきましたが、なかなか後継者もふえず、特に中山間地においては農地の荒廃も進んできました。

そのような中、対策として集団営農や企業の営農参入の声も出てきていますが、国際連合では、昨年、小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言が決議され、本年は新しく家族農業の10年がスタートしました。

そこで、7月の参議院選挙でも家族農業を公約に掲げる政党も出てきましたが、これまでの農業政策とどのように違うのか、どのような農業のあり方が提案されているのかをまず質

問いたします。

次に、農業や農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の保全など多面的な機能があり、国もそれを認めて交付金も支払っています。大雨被害が相次ぐこのごろの気象状況の中では、特に田園の持つ防災機能も大きく評価しなければならないと思います。

本年度より森林環境譲与税及び森林環境税が創設され、森林の持つ環境保全機能が大きく評価されましたが、田園の持つ環境保全機能も負けず劣らず大きなものがあると思いますが、この機能に対しての環境税の検討など、そのような検討がなされているのか、特に中山間地の田園についての支援策はどのようなものがあるのか、お尋ねします。

3点目に、世界的に家族農業の必要性が叫ばれる中、種子法が廃止され、新しく種苗法制定の動きもあり、農家の不安をあおっていますが、この2つの制度の背景や課題はどのようなものがあるのか、お尋ねします。

次に、少子化対策と地方創生を絡めて質問いたします。

少子化対策につきましては国もさまざまな政策を進めておりますが、なかなか効果があらわれない状況が続いています。しかし、少子化を大きな危機と捉え、思い切った政策を実行している諸国においては効果が上がっているところも多く見受けられます。そもそも将来の納税者が減少すれば、近代国家は衰退するしかなく、子供がいなければ安全保障の論議など何の意味もない、未来は子供の中にしかない、日本の政策を指摘する識者もいます。

そこで、国の少子化対策の概要及び効果を上げている諸国とどのように違うのか、まず、お尋ねします。

それを受けて、鹿島市の少子化対策についてお尋ねします。

ここに「鹿島市の教育」という冊子を持ってきました。（現物を示す）毎年教育委員会が発行されている冊子ですが、掲載されている児童数、生徒数の激減ぶりに驚かされます。

昭和30年に小・中学校合わせて8,212名いた児童・生徒が平成元年には4,703人、令和元年、本年度ですが、2,377人に減っています。さらに、これを地区別に見ますと、小学生1,611名のうち、鹿島小学校、明倫小学校で810人と、他の5校の過半数を占めています。中学校では西部中548人、東部中218人と、西部地区が2.5倍多くなっています。

国の地方創生議論では人口の東京一極集中が問題にされていると思いますが、鹿島市でも同じことが起きているのではないかと危惧されます。山間部にある市道や農道の道づくり、草払い等が各地区に割り当てられていますが、これもいつまでできるのかなというような声がよく聞かれます。思わず限界集落というふうな言葉が頭をよぎります。

そうした市民の声を鹿島市としてどのようにお考えなのか、特に中山間地の少子化対策をどのような方向で実行されているのか、お尋ねします。

具体的な方策につきましては一問一答の中でお尋ねしますので、よろしくお願ひいたします。

す。

以上で総括質問は終わります。

**○議長（角田一美君）**

執行部の答弁を求めます。下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

それではまず、1つ目の国連の提案ということでございます。

世界の農業を見渡しますと、1つ目にブラジル、ロシアなど食料不足解消を課題とする農業、そして、2つ目にはアメリカ、オーストラリアなど広大な農地を利用した労働生産性の高い農業、最後にヨーロッパ型の高付加価値型の農業などがありますが、議員が言われるように、国連は2019年から2028年を国連家族農業10年と定めて、加盟国及び関係機関等に対し、食料安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進や知見の共有等を求めているところでございます。

特に貧困・飢餓撲滅については、2015年に国連サミットで採択されたSDGs、持続可能な開発目標の17の目標のうち、貧困をなくそう、飢餓をゼロになども盛り込まれたところでございます。このように国連の意図するところは家族農業で貧困をなくそうというふうな意図だと考えております。

次に、中山間地の支援策についてのお尋ねでございます。

現在中山間地の農業生産の維持を通して、国土の保全、水源の涵養、景観の形成などの多面的機能を維持、増進するために、平成12年度から直接支払制度が実施されており、第4期の最終年度を迎えておりますが、次期対策についても期待しているところでございます。

また、同様に草刈りやクリークの泥揚げ等の農地維持活動や農道・水路の補修、環境保全などの共同活動など、農地多面的機能支払交付金が第3期で現在実施されているところでございます。

鹿島市としましては、このほかにも県内初となる中山間地の営農団地の造成を行う中間管理機構関連圃場整備事業や、市独自の事業として中山間地の耕作を効率化するための中山間地休耕田等利用促進事業の事業化をいたしているところでございます。

最後に、種子法の廃止及び種苗法についてでございます。

主要農作物種子法は、1952年、戦後の食料の安定供給を図るために制定され、米、麦、大豆の3種苗を対象に奨励品種の選定や原種の生産に都道府県が責任を持つことが定められた法律でございます。戦略物資である種子、種苗について、国が国家戦略、地財戦略として民間活用を最大限に活用した開発供給体制を構築するため、地方公共団体中心のシステムで民間の品種開発意欲を阻害しているとの認識から、農業改革関連法案の一つとして平成29年3月23日に主要農作物種子法を廃止する法律が成立し、平成30年4月1日をもって廃止されたところでございます。

農家の懸念といたしましては、主要農作物の種子の安定生産供給に支障が出るのではないかと、一部企業による種子開発や品種の独占がなされるのではないかと心配がございます。

そこで、参議院では附帯決議がつき、引き続き地方交付税措置を確保することや主要農作物の種子が引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努めること、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じないように努めるなどとされているところでございます。

次に、種苗法についてでございます。

種苗法とは、植物の新品種の創作に対する保護を定めた法律で、新品種を登録することで植物の新品種を育成する権利を占有することができるという法律でございます。市販されている種、または苗の多くは、種苗会社、種苗農家がよりよい作物を生産するために研究開発し、つくられたものであるため、多額の開発費と時間がかかっているため、知的財産権としての育成権を得ることができるものとされたものでございます。

このように育成権が及ぶ植物は農家であっても自家増殖禁止とされているところですが、権利者の許諾があれば自家増殖しても問題はないと考えているところです。今後、種苗法がどう改正されるか、見守りたいと考えております。

**○議長（角田一美君）**

納塚総務部理事。

**○総務部理事（納塚眞琴君）**

お答えいたします。

国の少子化対策の捉え方ということでございますが、まず最初に、現状における合計特殊出生率など、全体像について述べさせていただきます。

合計特殊出生率は2005年に最低の1.26を記録した後、上昇傾向となりまして、2014年には1.42、2015年には1.45、2018年には若干下回り1.42となっております。

生産年齢人口が2014年10月から2018年10月までの4年間で全国で240万人ほど減少している一方、東京圏、1都3県を除いた地方圏における生産年齢人口は243万人減少しているなど、地方の生産年齢人口が東京圏へと移動している状況でございます。

一方、就業者数は、この間293万人増加するということで全体的な人口減少を女性や高齢者の社会進出で補っている状態でございます。

少子・高齢化は、人口減少そのものではなく、均衡ある人口構成における地域の持続可能性を確保する観点からも非常に課題ではないかと思っております。

このような状況の中、国が取り組む現状は、2014年9月、内閣府にまち・ひと・しごと創生本部が設置されまして、第1期である2015年度から2019年度までの間、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。この国の策定に伴いまして、全国市町も総合戦略を策定したところでございますが、この第1期で4つの基本目標を策定して取り組みを今までに進

めてきております。

1つ目が、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする。2つ目が、地方への新しい人の流れをつくる。3つ目が、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。4つ目が、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、以上4点でございます。

御質問の国の少子化についての捉え方、考え方なんでしょうけれども、国としましては合計特殊出生率1.80を目指しております、現在の1億2,000万人ほどの人口を目指しております。しかしながら、現在においては中長期的に人口減少、少子・高齢化が進むわけでございまして、65歳以上の高齢者人口は現在の団塊ジュニア世代が高齢者となった後の2042年にピークを迎えるというふうにされております。当然これに伴いまして社会保障給付費の対GDP比の上昇は懸念されております。

政府におきましても、4つの基本目標を申し上げましたが、このうちの地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする、それと、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、この2点につきましては現時点では効果が十分に発現するまでには至っていないということは認識しております。

したがって、このピークを迎える2042年までの間の少子化対策としましては、本日から始まりましたけれども、幼児教育・保育の無償化、それ以外、来年4月からの高等教育の無償化、そういった子育てに係る費用負担の軽減、あるいは5Gの商用サービスの開始、これらのほかに全国的な待機児童の解消を2021年度までに、こういったこと。それ以外には、重労働や長時間の割には賃金が安いと言われ、やめていく保育士の先生たちの待遇を改善してほしいという声も多く聞こえておりますので、このような保育士の処遇改善、あるいは保育の受け皿確保なども早急に進めていくこととしております。これとあわせまして、当然、長時間労働の是正、同一労働・同一賃金の実現など、こういったものも取り組みを進めることとしております。

それともう一点、他国の成功していることがあるじゃないかということで、ここで若干他国の合計特殊出生率の話させていただきたいと思っております。

日本におきましては、先ほど申しましたように、1.42ということでございますけれども、御存じのとおり、韓国は1を切っておりまして0.98ということでございます。韓国におきましては、なかなか就職難、企業格差、あるいは高い教育費負担、こういった経済不安から若干低いと。台湾につきましては1.12、シンガポールが0.83、香港が1.12。非公式な統計ではございますけれども、中国は1.05とか1.16という話でございます。特に中国におきましては、2015年に一人っ子政策を廃止しましたがけれども、出生率はそのまままだ低い状況だということで、原因につきましては、住宅価格が高騰する中、医療費や教育費の支払いの不安からということでございます。

よく他国の分をお話しされるときにはフランスのほうが成功しているんじゃないかということが取り上げられるんですけども、フランスにおきましては確かに1.87という非常に高い率でございます。ただ、フランスの場合、新生児の56%が婚外子と、日本は2%でございますけれども、そういう移民というようなことも理由として考えられるのかなと思います。

ただ、1.87という高い数字ではございますので、やはりこういうところを日本も目指していかないといけないのかなとは思いますが、ただ、国が負担するのか、民間が負担するのか、その1.87を目指す部分につきましては、日本でもソフトバンクが社員に第3子が生まれた場合は1,000千円の出産祝い金、第4子には3,000千円、第5子には5,000千円ということで、合計9,000千円の出産祝い金が支給される動きも出てきておりますし、大和ハウス工業等につきましても一時金制度として子供1人につき1,000千円、双子の場合は2,000千円、そのほかお父様の休暇制度、5日以上連続休暇とか、そのほか有給休暇の積立制度とか、そういったものがかなり多くいろんなところで出てきておりますので、国費で補償金というのは議論の余地はあるかもわかりませんが、日本においてはそういったすばらしい民間企業も徐々に浸透してきているというのも現状ではございます。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

それでは、国の対策を受けて鹿島市での少子化対策、少子化支援ということでお答えをいたします。

鹿島市では平成28年に策定をいたしました第六次鹿島市総合計画において、人口減少のカーブを緩やかにさせていくため、その対策の施策イメージの中で自然増の対策として、結婚、出産、子育ての希望をかなえる施策を挙げています。

また、国では、先ほどありましたように平成26年にまち・ひと・しごと創生法が施行され、総合戦略が策定されました。鹿島市においても平成27年10月に、国のビジョンに基づき鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。この戦略は、総合計画を形成する一部の分野に特化して具体的な施策事業に取り組むこととしているものであります。

1つは、しごと・ものづくりで若者の流出に歯どめをかける。2つ目は、ひとづくりで若い世代が安心して働き、子育てができる環境をつくる。3つ目は、まちづくりで鹿島の魅力を生かしたまちづくりを実現するという視点で施策、事業に取り組むことといたしております。

この実現のために4つの政策目標を設定していますが、御質問の少子化対策では、若者の定住を促し、安心して結婚、出産、子育てができる環境づくりの推進がその政策目標となるものと考えております。

具体的な施策を基本戦略として掲げ、計画最終年度である令和元年度、今年度でありますけれども、今年度における事業目標を定め、毎年度事業評価を行っているところでございます。具体的には8つの戦略ということで、主に教育・保育提供体制の確保、母子保健サービスの充実、学習意欲の向上、主体的に学習に取り組む姿勢と態度の醸成など、各分野にわたっての戦略を掲げて各種事業を実施しているところであります。

人口減少対策には特効薬はないと言われておりますけれども、鹿島市の総合戦略に掲げるしごとづくり、ひとづくり、まちづくりの好循環が実現することにより、国、県の施策の効果とあわせて人口減少に歯どめがかかっていくものと考えて事業に取り組んでいるところでございます。

次に、中山間地における少子化支援、少子化対策ということでの御質問でございますけれども、先ほどありましたように、全国的に見ても人口の一極集中は課題とされておりますけれども、鹿島市においても、先ほど御紹介ありましたように、地区、地域による人口の偏りは見られるところでございます。

これまでお答えいたしました少子化対策につきましては、地区や地域を限定したのではなく、市内全域を対象とする施策、事業となっております。特に中山間地域を抱える地域の少子化対策ということでの御質問でございますけれども、少子化の大きな要因として人口の減少が考えられると思っております。中山間地域への対策としましては、農業生産基盤の整備や担い手育成、新規就農者・農業後継者支援などを行ってまいりました。中山間地域ではございませんが、例えば、林業や漁業においても、森林の整備、漁場施設の保全整備、担い手の育成。商工業においては、中小企業・新規創業者への支援、後継者・担い手の育成、就業機会の確保に努めているところでございます。

これら地域の特性に合わせた施策とともに、直接的に少子化につながる施策を継続して実施することで、鹿島市に住んでもらい、安心して子育てができる環境ができればと考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

5 番樋口作二議員。

○5 番（樋口作二君）

詳しい御答弁ありがとうございました。

それではまず、農業関係について個別の質問をいたしたいと思っております。

まず、家族農業といいますか、国連等が進めている内容についてですが、家族農業というのは日本の場合、基本的にどこでも行われているのかなと、それをしっかりとやっていきなさいというふうなことで、鹿島市としては自信を持って取り組むべきなのかなというふうに思います。

その前に、実は日本は批准していないんですけれども、日本が批准していないから話題には上らないと思いますけれども、小農の権利宣言というのを国連が出した、小さな農業というのがどういう意味かなと大分考えたんですけど、例えば、鹿島市の中では、いわゆる産業としての農業ではなくて、生活としての農業をやっている方はたくさんおられます。特に、自分のうちの畑で自分たちが食べるための農作物をつくるというふうな活動は盛んに行われていると思いますが、要するにそういう自給的な農業といいますか、そういったことが、いわゆる行政としては取り上げられていない、多分データとして上がっていないと。でも、そういったところに目を向けなくていいのかなというあたりを小農というのを考えたときに非常に思いました。

それで、平成28年12月に有機農業について質問したときも、いわゆる千葉畑農業といいますか、自分の家庭でされているようなのは答弁としてなかったもので、行政としてはそういう金にならないといいますか、そういうようなのは取り上げなくていいのかなというのも思いながら過ごしてきましたけど、今になってみると、市民の活動として盛んに行われているものを行政が何も知らなくていいのかなと。何も知らないという言い方は失礼ですけど、データとして持ってなくていいのかなという疑問が生じたわけで、きょうこのような質問をしたわけです。例えば、国の政策の中にも、もちろん市の政策の中にもお金にならないといいますか、データとして上がってこないような農業というのは何も集約をされていないというか——だから、市民の活動として農水の方がされるのかどうかというのもよくわからないんですけど、行政としての把握というのには必要ではないのかなという疑問について、どなたかお答え願えないでしょうか。

**○議長（角田一美君）**

下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

農業の形態としましては、専業農家、あるいは兼業農家というふうなカテゴリーに分かれるところですけども、私どもが通常、農家と定義をいたしているのは、経営耕地面積が1反以上、10アール以上ですね、または年間150千円以上の販売がある、あるいは販売農家というのは、経営耕地面積が3反以上、30アール以上で、または500千円以上の販売がある、そういうふうなことで分けて考えているところです。

そこで、農林水産課としましては、人・農地プランというのを平成24年に策定いたしまして、この地域の農業をいかにして存続させるか、あるいは担い手をどうつくり出していくのかというのを、人と農地をリンクさせましてつくっております。その見直しを今回、平成31年度で行うわけですけども、そのときに具体的に、ここはどなたが農業をされて、どのような後継者に引き継いでいきますかとか、具体的なアンケートを通して集落で話し合っていくというプランも御用意しておりますので、漏れがないように一人一人の農家を大事にしな

がら、家族農業も大切に支援をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

ありがとうございました。

市民の健康といいますか、食と健康を支える大きな活動が、ある意味、自分が食べる野菜は自分でつくるといような鹿島市民であってほしいし、そういった方たちがおられるというのは非常に力強いと思いますので、ぜひ大きな活動になってくればいいなというふうに思います。作り手のいない畑がふえていまして、それもある意味問題となっていますので、そういう小さな農業にも目を向けた政策をどうぞよろしく願いいたします。

2番目です。環境保全としての農業ということですが、実は私も多面的機能交付金とかの話し合いの中には行きますので、中身についても知っておりますけれども、実際、例えば、数年前まで福岡県では環境支払いというふうな形で、多分、田んぼの虫を調査するのに参加したような方には環境支払いという形で直接お金を支払っていたとか、あるいは御承知の、兵庫県豊岡市ではコウノトリの郷づくりをされていますけど、コウノトリ米というふうなことで、その施策に合った農業をされている方への環境支払い、あるいは新潟県佐渡市でもトキ米についての支払いというふうなことをやっています。

そこで、本市もラムサール条約湿地登録をされていますけれども、特に何か大きな住民の意識の変化というのを感じられないので、例えば、今申しましたとおり、田んぼをつくっている方には環境支払いをするよというふうな大きな取り組みをやったら、もっともっと全ての環境に住民の方の目が行くのではないかなと思って質問したところでした。

次に、種子法、種苗法について移りますが、詳しく説明していただきましてありがとうございました。この問題はこれからいろんなところでまた論議になるのかなというふうに思いますので、これからも勉強していきたいと思いますが、何か今までやってきた伝統的な農業といいますか、そういったのを否定されているような感じがしたので、そういうこともあわせて質問したところでした。

そこで、例えば、種子が今までのように安定して入らないということで不安を持っている農家の方がおられて、いろんな県で県独自の種子条例というのをつくって安定的な供給をしようというふうな動きも出てきていますけれども、佐賀県ではその種子条例を制定するような動きとか、そういったことはないのでしょうか。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

種子法が廃止されて、その後の都道府県の動きがどうなのかということだろうと思います

けれども、佐賀県では新条例ではなく、本年4月1日付で、これまでの主要農作物種子法に準じた佐賀県主要農作物種子生産基本要領を新たに制定し、施行されているところでございます。県がこれまで実施してきた種子に関する業務を継続し、地方交付税についても引き続き措置されることになっているところです。県としましては、懸念等が出てきそうだとか、支障が出てくることなどがあれば、今後の情勢を見て、さらに検討していくとされているところでございます。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

農業県佐賀でありますので、何らかの対策を講じられているというふうには思いましたけれども、ありがとうございました。

鹿島市の農業のあり方として、家族農業を中心として、産業としての農業だけではなくて、市民の暮らしの一部分としての農業じゃなくて、農と言うべきですかね、そういった農にも目を向けて、より豊かな鹿島市として発展していくことを願いまして、この項目を終わります。

次に、少子化についてお尋ねをいたします。

まず、国の政策ですが、詳しく御説明いただきありがとうございました。世界の中で進められている政策というのは、チャイルドケアの充実ということをよく言われております。チャイルドケア、要するに子供のためのケアをたくさんするというふうなことです。

割と成功した例といいますか、例えば、ロシアなんかも大分低い合計特殊出生率からふえたとのことですけれど、子供が2人生まれたら、平均年収の2倍ぐらいの大金が支給されたそうで、年収の2倍ももらったら、これは頑張るぞといいますか、そういったこととかですかね。フランスでも、資料からですけど、育児休業手当は2人目からは3歳になるまで月65千円程度とか、非常にたくさんの手当を子供が生まれたらぼんと支払ったという事例あたりが何か確実に、要するに安心して子供が産める、ある意味、子供を持ったら大変だじゃなくて、子供を持ったらうれしいぞというのですかね、そういった政策をぼんと取り入れたところが何かふえているなというふうな感じがしたところでございます。

日本では先ほどおっしゃっていただきました企業について、ソフトバンクはさすがですね、1人目1,000千円、双子だと2,000千円なんですかね。何か非常にたくさんのそういうふうな子供に対する手当、それを企業が行っておられるということですがけれども、そういった意味でもいいですから、いろんな取り組みが広がって日本全体の少子化に歯どめがかかったらいいなと思いますけど、ここで鹿島市の少子化について問題を指摘したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

今、ぼんとお金が出てくるよというふうな話をしましたけれども、まず、子供を持ったと

きに、多分、出産費用なんかは、これは国が補助するのかわかりませんが、補助があると思いますけど、生まれてからの金銭的な支援といいますか、そういうものは児童手当というのはあると思いますけど、それ以外は何かあるのかわかりませんが教えてください。

○議長（角田一美君）

答弁を求めます。

暫時休憩します。

午後 4 時 12 分 休憩

午後 4 時 12 分 再開

○議長（角田一美君）

再開します。

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

先ほど児童手当とおっしゃったですけれども、まず、生まれたその時点だけのものですね。鹿島市には出生祝い金などのものはございませんが、昨年 1 月から佐賀西信用組合さんの創立 65 周年を機に、地域貢献のためにということで人材育成の基金に御寄附をいただいて、誕生祝いのフォトフレームを贈呈しておるところでございます。

それ以外につきましては、先ほどおっしゃってました出産一時金というのは、国保の方だったり、社会保険の方だったりの出産に伴うものの補助という形で約 400 千円近くの出産の助成金が出ている、そこだけでございます。

○議長（角田一美君）

5 番樋口作二議員。

○5 番（樋口作二君）

先ほども多胎児のことをお話をされましたけれども、まず、1 人目、2 人目、3 人目と、だんだん家族としては費用がかかるというふうなことなので、2 人目の壁といいますか、これを感じている人が 70% 以上、結婚して当たり前に子供はできるんだけれども、2 人目になると考えるというのが日本では 70% ぐらい 2 人目の壁があるというふうなことが言われておりまして、出産ですから、今の手当は 2 人目だろうが 3 人目だろうが出るのかなと思いますけれども、2 人目、3 人目と、だんだん大きくなる支援が必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、先ほどもたくさん議論になっておりましたけれども、新しい保育料についての確認ですけど、2 人目、3 人目についての、今お答えがなかったんですけど、従来は 2 人目は保育料としては半額、3 人目以降は無料というふうなことがあったんじゃないかなと思いますけれども、新保育料になってもその政策といいますか、続いているんでしょうか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えいたします。

従来の保育料の考え方として、多子世帯の負担軽減ということで、先ほど樋口議員御紹介されました第2子の半額、第3子以降無償ということの支援を行ってまいりました。この政策自体は続くものということでございます。

なおかつ、10月1日からは第3子以降の先ほど少し御質問のあった副食費についても所得に関係なく免除になるということで、それが10月1日から加わったということでございます。以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

今回の無償化は少子化対策というふうなことで言われておりますけれども、少子化対策になるんだったら、むしろゼロ歳から2歳までを無料にすべきではないかなというふうに思った、それは金銭的なこととかいろいろあるのかなと思いますけれども、そうしたほうがより子供を持ちやすいといいますかね、そういったふうな考えはなかったのかなと私は思いますけれども、金額も3歳未満児さんといいますか、そこまではなかなか私も子育てで大変苦労したなといいますか、そういう思いがありまして、それはまた後の議論でいいですけど、そういうふうな感想を持ったところでございました。

それで、多子家庭といいますか、たくさん子供を持たれた方が、今言ったように保育料ではかなり補助を受けられるということがわかりました。

そこで、保護者の方も時々質問されるので、給食費はどがんじゃないならんとねというふうな感じですね。中学生も出しよう、小学生も3人出しようとかいったら、とても大変ばいというふうな声も聞かれますが、給食費についてはどういうふうになっているのか、これから先どういうふうを考えていかれるのかもあわせてよろしくお願いします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

給食費についてお答えをいたします。

今現在、鹿島市は学校給食のほうを行っております。学校給食法のほうで学校給食の経費の負担について言われておりますけれども、基本的に給食を提供する設備とか人件費等の運営費は設置者、いわゆる鹿島市が負担するものということでされております。それ以外の経費につきましては、学校給食を受ける児童、または保護者の負担ということで規定をされております。

具体的に言いますと、鹿島市の場合であれば、給食センターの施設や設備に要する運営経費、人件費とか、そういったもの、調理や配送などの経費を公費負担ということで年間約1億円から120,000千円、年によって違いますが、例年1億円以上の金額を公費で負担しております。それ以外の経費、いわゆる給食を提供する料理の食材費、この原料費につままして給食費として保護者の負担としているところがございます。これにつまましても110,000千円超の金額となっております。

全国の実態からいけば、平成29年度の文科省の調査で、全国の4.7%に当たる82市町村が完全無償化ということでされておりまして、特に傾向としましては人口規模が小さい自治体ほど積極的にそういった取り組みをされているということです。これらの自治体につまましては、給食費の無償化を少子化対策とか子育て支援、人口対策などの施策と位置づけて自治体独自で行われているものと考えております。

鹿島市においても同じくまち・ひと・しごととか、第六次総合計画の中で、子育てとか、そういった少子化対策というさまざまな施策を位置づけて行っておりますが、現在のところ給食費の無償化についてはその対象の施策とはしておりません。これにつまましては先ほど言いました基本的なスタンスとして、給食センターの運営に要する経費は公費負担で行っているということ、それから、食材費につまましては受益者の応分負担で保護者のほうにお願いしているというふうな基本的な考え方に基づいております。

今後につまましては、特に今のところ無償化等については検討している段階ではございません。

以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

給食にたくさんの施設、あるいは食材等にお金がかかっているということは私も一応知っておりましたから、給食費ぐらいは払わにゃいかんばんというふうな思いもありますけれども、これだけ少子化といいますか、子供たちが少なくなってくると、鹿島市で育てたいというふうな子供をつくるためにも、鹿島市は得意ですから、段階的に無償化に行く前に第3子以降は無償ですよとか、第2子はとか、何かそういったふうな取り組みあたりからでも進んでいかれて、鹿島市にぜひ住んでみたいと、鹿島市で子育てをしたいというふうな取り組みもなされてはというふうに思います。

そこで、本日一番言いたかったのが、先ほどちょっと御答弁いただきましたけれども、鹿島市の中でも人口が大きく減っているところがあるのではないかなというふうなことです。鹿児島県出水市に視察に行かせていただいたときに、限界集落に移住をすれば、移住の手当が多分何百万円とか、そういう大きな金があったのかな——というふうなことがありました。

鹿島市の中で差別するのはどうかなと思うんですけども、そういったところに支援をしていかないと、なかなか人口はふえないのかなと。

実は農業とも関係してくるわけですけど、中山間地あたりの土地をしっかりと守っていかないと、洪水なんかも大変になるんじゃないかなというふうなことを思います。多分、対策等ははまだ考えられていないのかなと思いますので、これから考えてくださいと言おうとしたときに、物すごく困った事態が生じました。実は当地区といいますか、急傾斜地で新しく家を、自分の父親、母親が住むその隣に建てたいというふうなことがあったんですが、建てられない。何か急傾斜地では建てることはできないと言われていたというふうなことで、よその地区に引っ越すという事例が出てきまして、急傾斜地、どれくらいのところで建てることのできないのかというあたりが地区の人も心配されていますので、急傾斜地に家を建てるときの法的な規制とか、そういった面を教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

御質問の趣旨は、急傾斜地崩壊危険地域での新築の制限ということで御質問だと思います。これは、佐賀県が指定しました急傾斜地崩壊危険地域や土砂災害特別警戒区域などの区域には、特に土砂災害の危険性が高いため、建築物の建築に制限がかかってまいります。この地域を災害危険区域と言いまして、地すべり、山崩れ、崖地の崩壊及び土石流のおそれがある場合は原則として建築ができません。ただし、災害防止上必要な措置を講ずることにより、安全上支障がないと認められる場合は建築が可能となっております。

詳しく申しますと、佐賀県建築基準法施行条例に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域等の災害危険区域は原則として居住する家を建てることはできません。また、高位の条件としまして、これも佐賀県建築基準法施行条例に基づき制限している高さが2メートルを超える自然崖地に接している区域や土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定されました土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンと言われるところですが、ここにおいては新しく家を建てる場合は、崖地から建物までの一定の水平距離を保つことや、使用構造物を鉄筋コンクリートの構造とし、土砂災害を防止・軽減する対策を施し、安全な構造とすることで建築が可能ということになっております。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

まず、二、三質問ですけども、2メートルとおっしゃったのが何が——もう一回説明してください。

崖から一定の距離がなければということですけど、この一定の距離というのはどれくらいなのか。

それから、ホームページに載っていましたが危険箇所、鹿島市に527カ所でしたか、指定をされていると思いますけど、そこは全てこれにかかるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

まず、2メートルという高さの基準ですね。まず、急傾斜地域の区域で2メートルを超える自然崖地がある場合、のり尻から1.5倍、例えば、2メートルだったら、3メートル以上離して家を建てなければならないということになっております。

あと、区域ですが、これは県が指定した急傾斜地崩壊危険地域、それとあと、土砂災害特別警戒区域ということで、一昨年から各集落に土木事務所と都市建設課が回って、レッドゾーンとかイエローゾーンとかいって説明をしております。それとあと、別に急傾斜地崩壊危険地域というのを指定されておりますので、その区域が制限がかかってくるということになります。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

七浦地区だけではなくて、中山間地のほとんどは急傾斜地の下に家が建てられているんじゃないかなと思うんですよね。平地といいますか、よいところは田んぼ、要するに生産しなきゃいけませんので、畑や田んぼになっていると。家は崖下といいますか、そちら側のほうに偏っているというふうに思います。

今、1.5倍離れている、2メートルとは大したことないですけど、急傾斜地といいますか、普通10メートルとか、20メートルあるのかどうかわかりませんが、それぐらいどこにでもその下に家を建てられているというふうに思うんですけれども、例えば、10メートルだったら、1.5倍といたら、15メートル離れなきゃいけないわけですよね。崖から15メートルも離れているところというのはあんまりないと思うんですけど、要するに今住んでおられるところで本当は住んではいけない、危ないよというところがたくさんあると思うんですけど、そういったところの計算といいますか、大体の戸数とかは把握しておられるのでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

先ほども申しましたように、一昨年から土砂災害特別警戒区域とかの地元説明に行く際に、イエローゾーンとかレッドゾーンに含まれた宅地、家屋につきましては、市のほうでも把握しておりますし、地元のほうにも御連絡しているところでございます。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

建築について再度お尋ねしますが、新しく家をつくることはできないということですが、今住んでいるところを増築はいいのかなと思うんですけど、古くなったので再度そこに家を建てるということもできないのでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

新しく新築する、それとあと、建てかえるということにつきましても、この災害危険区域内の居住の建築は原則できないと。ただし、災害防止上必要な措置を講ずることによって、安全上支障がないと認められる場合のみ建築が可能となっております。この場合は、設計者において安全上支障がないという証明を提出していただくことになっております。

また、急傾斜崩壊防止施設の安全対策などを行うことにより建築が可能ということになります。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

初めて聞いた内容ですので、詳しいところがわからないんですが、これをきちっと適応されたら、多分、地区が消滅するところも出てくるのかなというふうな思いであります。ですから、法のほうが間違っているのか、あるいは対策を講じればいいのかということなのか、いずれにしても、これだけ中山間地等の人口が減っているような状況の中で、ますます中山間地には住めないような法律といいますか、それはあくまでももちろん安心・安全のためということとはよくわかりますけれども、それだったら、むしろ急傾斜のほうを取っ払ってくださいとか、何かそういったこともこちらで要望しなきゃいけないのかなとか、そういうことまでしないと地区を守っていけないのかなという思いを強くしました。

いろいろ勉強しながら、またこのことについては質問していきたいというふうに思いますが、4番目でございますので、皆さんも期待されています、とにかく中山間地の農地を守って、中山間地で生活する人々をたくさんふやして、それが鹿島市が永遠に存続する道である

というふうに思いますので、いろんな差しさわりのかなと思いますけど、解決をしながら鹿島市のためにまたいろいろ取り組んでいきたいというふうに思いまして、本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（角田一美君）**

以上で5番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明2日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時35分 散会